

令和5年度第2回利根沼田地域保健医療対策協議会病院等機能部会 議事概要

1 日 時 令和6年3月1日（金）19時00分～20時00分

2 場 所 利根沼田振興局庁舎1階101会議室

3 出席者 委員11名（出席者は別紙のとおり）

4 概 要

(1) 開会（進行：利根沼田保健福祉事務所企画福祉課長）

ア 委員の出席状況の報告

・委員全員出席

イ 出席の地域医療構想アドバイザーの紹介（県医師会理事）

(2) あいさつ ・利根沼田地域保健医療対策協議会病院等機能部会長（沼田利根医師会長）
・利根沼田保健福祉事務所長）

(3) 議事（進行：部会長）

ア 地域医療構想について

・資料1について事務局から説明

・地域医療構想における「公立病院経営強化プラン」に関する協議については、利根沼田地域には該当医療機関がないため、県全域における取組状況について説明

【意見・質疑等】

●委員からは特段の意見・質問等はなし

【地域医療構想アドバイザーからのコメント】

・地域医療構想と、国の進める医療DXに関する取組や構想等の状況について、事例紹介や解説があった。

イ 外来機能の明確化・連携について（紹介受診重点医療機関の選定について）

・資料2により事務局から概要について説明

（「紹介受診重点医療機関」への選定希望医療機関が、外形基準を満たしていない場合は、協議会の場において選定を受ける必要あり）

・対象医療機関（沼田脳神経外科循環器科病院）から、選定希望の経緯と基準数値不足の背景と今後の見通し等について、資料に基づき説明があった。

①R4年度実績数値が、新型コロナウイルス感染症患者への対応（発熱外来）で、例年の倍以上の初診患者を受け入れたため、相対的に初診基準が40%を割ってしまったが、コロナの沈静化によりR5年度実績は基準を充足する見通し。

②高額等の医療機器・設備を必要とする外来の受診者数が多い状況は変わらず。）

・協議の結果、同病院について、部会として選定する方向で協議会本会に報告することとなる。

【意見・質疑等】

<沼田脳神経外科循環器科病院の紹介受診重点医療機関への選定について>

●委員（部会長）

- ・コロナの初診者が多くなったため、全体の母数が多くなってしまい、初診の紹介率が減ってしまったということか。
- ・この資料では、コロナ検査なしの初診患者数は僅かに減っているようだが、これはコロナの影響か。
- ・令和5年度も少し減り気味というか、回復していない状況ということか。ただ、紹介率に関しては、増えそうな見込みということか。

●沼田脳神経外科循環器科病院

- ・そのとおり。
- ・恐らくコロナの影響もあり、この3年間くらい減少している状況である。
- ・そのとおり。見込みとしては、そのとおりである。

●委員

- ・この地域は人口が少なく、病院数も少なく、特殊な病院というのはあまりない。
- ・沼田脳神経外科循環器科病院は、当初からずっと、急性期患者を積極的に、24時間365日受けてくれており、本当に感謝している。
- ・その機能を、コロナを診るよりも、本来のところで一生懸命やってもらった方が地域のためにもなるし、我々も大変ありがたいので、我々としては応援したい。

●委員（部会長）

- ・色々意見を頂いたが、結論として、当部会としては、沼田脳神経外科循環器科病院を紹介受診重点医療機関として選定するという事で、協議会本会に報告することでよろしいか。

<委員全会一致で承認>

- ・事務局から、3月中における本協議会の書面開催の日程予定等について説明

4 その他

- ・特段の発言なし

5 閉会

< 以 上 >

令和5年度第2回利根沼田地域保健医療対策協議会 病院等機能部会

日 時:令和6年3月1日(金) 19:00～

場 所:利根沼田振興局庁舎 1階 101会議室

次 第 (案)

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1)地域医療構想について【資料1】

※参考資料 1, 2

(2)外来機能の明確化・連携について【資料2】

4 そ の 他

5 閉 会

【配付資料】

- ① 次第(本紙)
- ② 出席者名簿
- ③ 座席表
- ④ 資 料 1:地域医療構想に関する具体的対応方針の協議について
- ⑤ 参考資料1:公立・公的医療機関に関する具体的対応方針
- ⑥ 参考資料2:民間医療機関等に関する具体的対応方針
- ⑦ 資 料 2:紹介受診重点医療機関について
- ⑧ 利根沼田地域保健医療対策協議会設置要綱

第2回利根沼田地域保健医療対策協議会病院等機能部会 出席者名簿

令和6年3月1日（金）19:00～
利根沼田振興局1階 101会議室

1 部会委員

区分	氏名	団体・役職名	備考
医師会	林 秀彦	沼田利根医師会会長	
	石田 智之	沼田利根医師会副会長	
	迫田 洋人	沼田利根医師会副会長	
病院	前村 道生	沼田病院 院長	
	関原 正夫	利根中央病院 院長	
	赤尾 法彦	沼田脳神経外科循環器科病院 院長	随行：事務次長 関根 正明
	田中 志子	(医)大誠会 理事長	随行：本部長 田辺 祐己
	國元 文生	群馬パース病院 院長	
	櫻井 明	(医)パテラ会 理事長	
	丸山 秀樹	上牧温泉病院 院長	
行政	木樽 忠一	利根沼田広域市町村圏振興整備組合事務局長	

2 群馬県地域医療構想アドバイザー

	氏名	所属・職名	
地域医療構想アドバイザー	服部 徳昭	群馬県医師会理事	

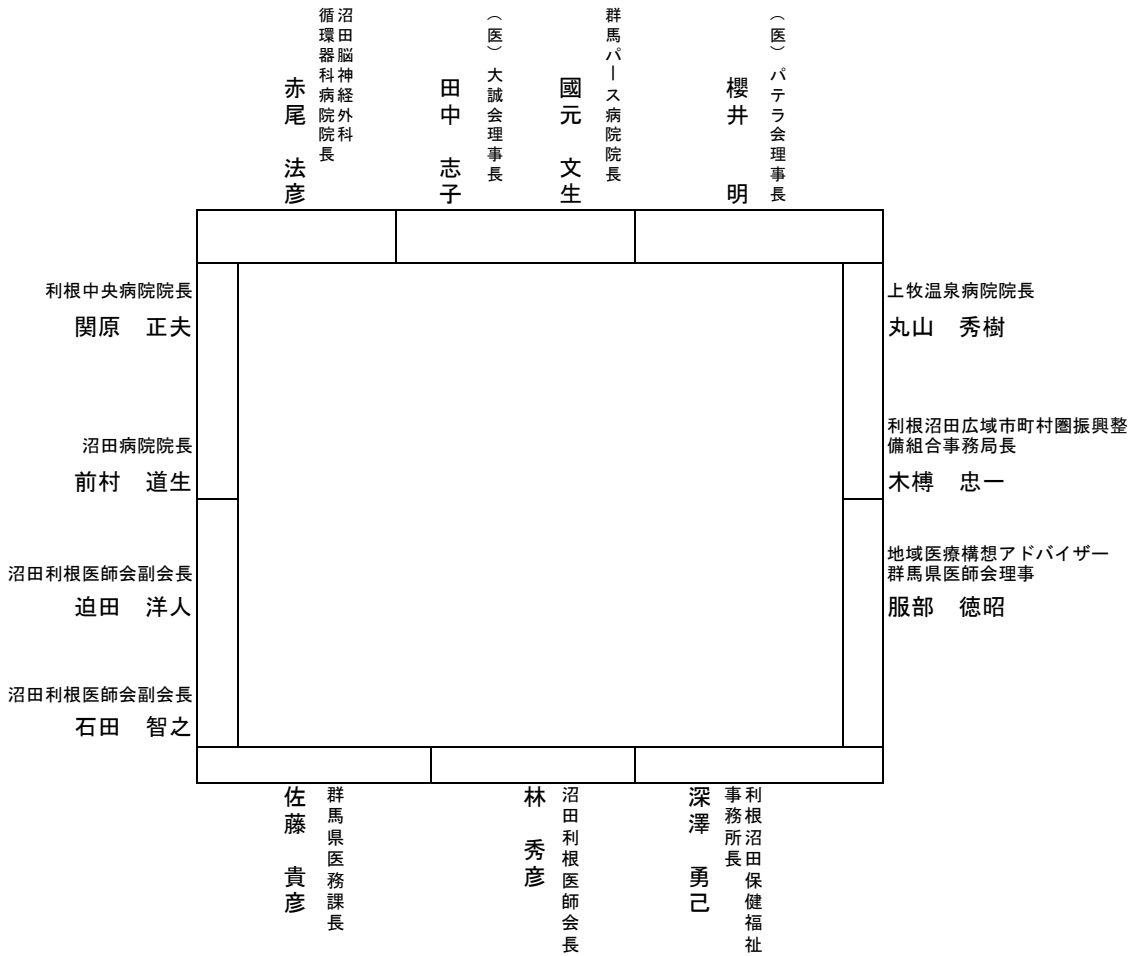
3 事務局

	氏名	所属・職名	
県	佐藤 貴彦	医務課長	
	高橋 拓巳	医務課医療計画係	
	深澤 勇己	利根沼田保健福祉事務所長	
	福島 健	利根沼田保健福祉事務所企画福祉課長	
	山崎 勉	利根沼田保健福祉事務所企画福祉課次長	
	中澤てるみ	利根沼田保健福祉事務所	

令和5年度第2回利根沼田地域医療対策協議会 病院等機能部会 座席表

日時：令和6年3月1日（金）19:00～
場所：利根沼田振興局庁舎1階101会議室

● 随
● 行
席



群馬県 (医務課)	事務局 (保健福祉事務所)	同 左
高橋 拓巳 県医務課医療計画係	福島 健 企画利根沼田保健福祉事務所課長	山崎 勉 企画利根沼田保健福祉事務所課次長
		中澤 てるみ 企画利根沼田保健福祉事務所課

受付

ホール側

地域医療構想を踏まえた 公立病院経営強化プラン 等に関する協議について

具体的対応方針に係るこれまでの対応状況と今後の対応について

これまでの対応状況

	具体的対応方針の策定状況（平成30年度までに策定・協議済）	具体的対応方針の再検証要請（R2.1.17）に係る対応
公立病院 （新公立病院改革プラン策定対象病院）	<ul style="list-style-type: none"> ○「新公立病院改革プラン」の策定 ○補足資料（県独自様式）の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○「自医療機関のあり方について」（県独自様式）の作成 ※地域や医療機関によっては令和元年度末頃に1度協議を実施
公的病院 （公的医療機関等2025プラン策定対象病院）	<ul style="list-style-type: none"> ○「公的医療機関等2025プラン」の策定 ○補足資料（県独自様式）の作成 	
民間医療機関 （有床診療所含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○「2025年への対応方針」（県独自様式）の作成 	—



今後の対応

	国通知（R4.3.24）を踏まえた対応	具体的対応方針の再検証要請（R2.1.17）に係る対応
公立病院 （公立病院経営強化プラン策定対象病院）	<ul style="list-style-type: none"> ○「<u>公立病院経営強化プラン</u>」の策定 ○補足資料（県独自様式）の<u>再作成</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○「自医療機関のあり方について」（県独自様式）の<u>再作成</u> ※再検証要請の観点も踏まえて、左記の具体的対応方針の策定、検証等を行う。
公的病院 （公的医療機関等2025プラン策定対象病院）	<ul style="list-style-type: none"> ○「公的医療機関等2025プラン」の<u>検証・見直し</u> ○補足資料（県独自様式）の<u>再作成</u> 	
民間医療機関 （有床診療所含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○「2025年への対応方針」（県独自様式）の<u>検証・見直し</u> 	—

済

済

令和5年度における議論の進め方について

地域保健医療対策協議会（地域医療構想調整会議）における議論の進め方（イメージ）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				第1回						第2回	
<ul style="list-style-type: none"> 公的及び民間医療機関の具体的対応方針に関する協議 国から示された留意事項 等 						<ul style="list-style-type: none"> 公立病院経営強化プランに関する協議 等 					

各医療機関における対応方針の策定や検証、見直しに当たっての依頼事項等

【令和4年度】

- 地域医療構想部会において、地域医療構想に関するデータ等を踏まえた現状と課題等に関する議論、公立病院が地域で担う役割、機能等に関する意見交換を実施

【令和5年度】

- 公立病院**には、「公立病院経営強化プラン」について、令和4年度に実施した地域で担う役割・機能等に関する意見交換を経て策定作業いただいた最終案等を地域医療構想部会で説明をお願いします。⇒同部会及び本会で合意を得る。
- 公的病院**には、将来の医療需要や地域の実情等を踏まえ、検証、必要に応じた見直しを行った具体的対応方針について、地域医療構想部会で説明をお願いします。⇒同部会（R5.8.22開催）で合意済
- 民間医療機関**には、将来の医療需要や地域の実情等を踏まえ、具体的対応方針の検証、必要に応じた見直しを依頼し、検討結果が地域医療に影響がある内容等であれば適宜地域医療構想部会で説明をお願いします。⇒同部会（R5.8.22開催）で合意済

地域医療構想を踏まえた役割分担・連携の進め方（イメージ）について

医療を取り巻く現状・課題

高齢化の進展
生産年齢人口の減少
医師等の働き方改革

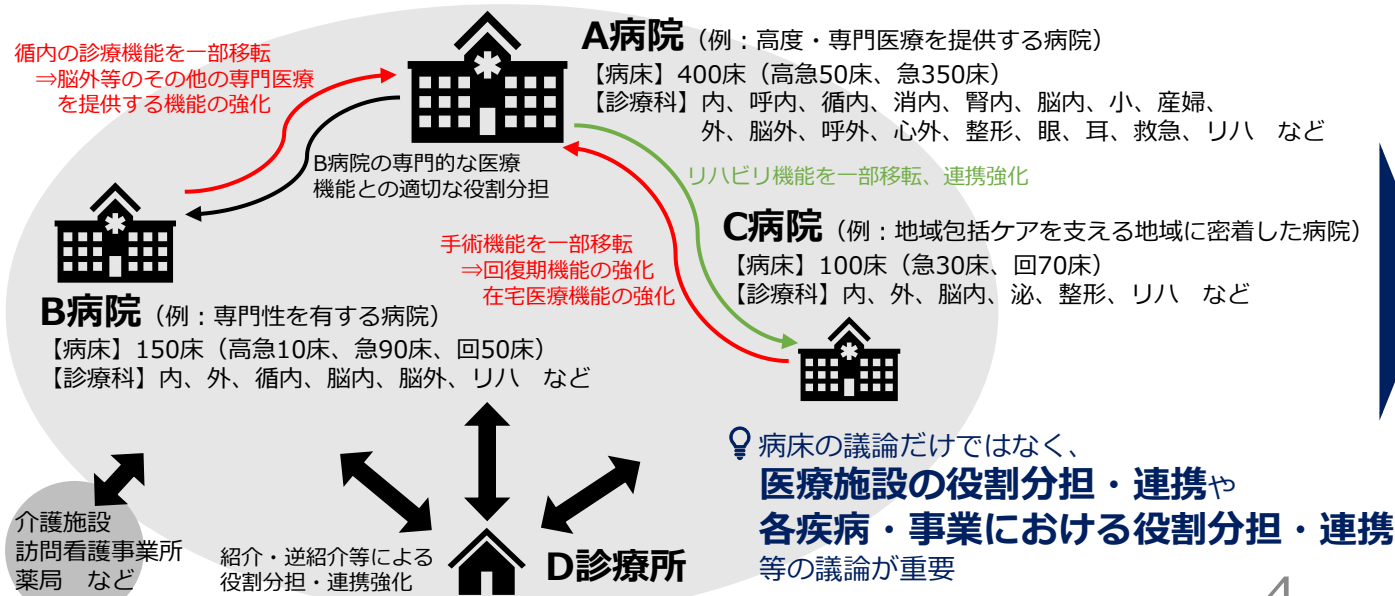
医療ニーズの変化
マンパワーの制約



医療機関の**役割分担・連携**の推進による**質の高い効率的な**医療提供体制の構築が必要

役割分担・連携の進め方イメージ例

※進め方の一例であり、役割分担・連携のあり方は地域の実情等を踏まえた検討が必要



推進に向けた取組

➤ 医療施設の役割分担・連携の推進

- 各医療機関の具体的対応方針の検討・更新と地域における協議
- 県による地域の医療提供体制等に係るデータ整理
- 群馬県地域医療介護総合確保基金による支援 など

➤ 各疾病・事業における役割分担・連携の推進

- 各領域の協議会、専門部会等における具体的な議論
 - 各領域の医療機関や関係団体等による地域連携の推進 など
- (県内の取組事例)
- 【遠隔医療】オンライン診療ステップアップ・プログラム (富岡保健医療圏)
 - 【心血管疾患】運動負荷試験を使った心不全の早期診断に関する地域連携事業 (前橋保健医療圏)

【参考】沼田保健医療圏の概況（データ整理の例）

利根沼田地域保健医療対策協議会病院等機能部会（R4.10.12）資料

1 推計人口（スライド4）

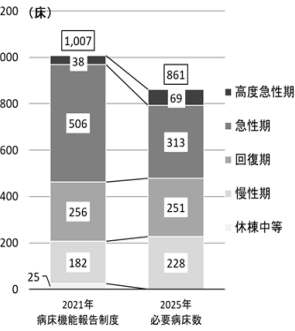
➢人口は既に減少局面
➢高齢者人口も2040年にかけて減少傾向だが、生産年齢人口の減少幅が大きく高齢化率は上昇

	2015	2025	2040
人口	83,407	71,843(14%減)	55,350(34%減)
うち65歳以上	27,092	28,023(3%増)	25,160(7%減)
うち75歳以上	14,784	16,054(9%増)	16,083(9%増)
高齢化率	32.5%	39.0%	45.5%

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」
※ 2025年、2040年における増減はそれぞれ2015年と比較したもの。

3 医療機能（スライド9～20）

➢急性期・回復期で過剰、高度急性期・慢性期で不足（2025年の必要病床数との単純比較）
➢ICU等病床、地ケア病床、回リハ病床及びその医療提供量は他圏域に比べて多い。（人口当たり又はSCRで比較）



医療機関名称	一般病床	療養病床	感染症病床	合計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休養中等	休養中・休養中（再入予定）
利根中央病院	253	0	0	253	38	140	75	0	0	0
医療法人社団ほたか会群馬/バス病院	55	144	0	199	0	55	0	144	0	0
独立行政法人国立病院機構沼田病院	175	0	4	179	0	106	55	0	14	0
内田病院	49	50	0	99	0	49	50	0	0	0
沼田脳神経外科歯槽科病院	84	0	0	84	0	84	0	0	0	0
上牧温泉病院	40	36	0	76	0	40	36	0	0	0
医療法人(テラ)会月夜野病院	32	40	0	72	0	32	40	0	0	0
医療法人 久保産婦人科医院	11	0	0	11	0	0	0	0	0	11
角田外科医院	19	0	0	19	0	0	0	0	19	0
白根クリニック	19	0	0	19	0	0	0	0	19	0
合計	737	270	4	1,007	38	506	256	182	14	11

診療報酬上の届出状況

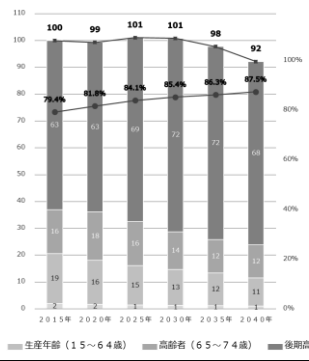
種別	届出状況	人口1万人あたりの施設数(※)	内訳
ICU等	12床	1.58	利根中央 1 2
地ケア	179床	63.73	内田 2 0、群馬パース 3 2、上牧温泉 3 0、利根中央 4 2、沼田 5 5
回リハ	123床	43.79	内田 5 0、利根中央 3 3、月夜野 4 0
在支	8機関	1.95	支援病2、在後病1、支援診5

※ICU等は全人口、地ケア、回リハ、在支は65歳以上人口で算出

2 将来の医療需要等の推計（スライド5～8）

➢全体の入院需要は2030年頃でピークアウト
➢呼吸器系の疾患を除き、2015年から2040年にかけて、入院需要は減少
➢妊娠、分娩、周産期に係る疾患について、2015年から2040年にかけて、50%程度の減

〔全疾患〕入院医療需要の推計結果



平成27年(2015年)を100とした時の主な疾患の医療需要の増加率の推計



4 患者の受療動向及び診療領域ごとの状況等（スライド21～139）

※ 個別病院の入院患者の受入れ状況はDPCデータに基づくもので、DPC対象施設の急性期医療を中心とした記載

➢自圏域の自足率が高い。
➢入院患者（DPCデータ）は脳卒中、心疾患は沼田脳外に集中している傾向があり、それ以外は利根中が中心となって患者を受け入れている。なお、がんにおいては沼田も受入れが多い。

領域	圏域内における状況
がん	<ul style="list-style-type: none"> 将来の医療需要は2025年頃までほぼ横ばいで、その後減少傾向。 入院患者の自足率は52.8%で、前橋に12.4%、渋川に34.8%の流出がみられる。 利根中、沼田では、呼吸器系、消化器系を中心に受け入れている。 流出先の前橋、渋川では幅広いがんに対応している。
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> 将来の医療需要は2030年頃にかけて約5%増加するが、その後減少傾向。 入院患者の自足率は72.7%で、吾妻に20%程度入院患者が流出している一方、救急搬送を契機とした入院の自足率は81.3%と高い。 救急搬送を契機とした入院の流入率は45.8%と高く、主に吾妻、渋川から流入している。 沼田脳外で実績が多く、入院患者への対応は、特定の病院に集中している傾向。
心疾患	<ul style="list-style-type: none"> 将来の医療需要は2030年頃にかけて約6%増加するが、その後減少傾向。 入院患者の自足率は84.6%、救急搬送を契機とした入院の自足率は93.3%と高い。 救急搬送を契機とした入院の流入率は33.3%で、主に吾妻、渋川から流入している。 入院患者への対応は、沼田脳外を中心に受け入れており、心筋梗塞や狭心症の入院患者への対応は沼田脳外、利根中で、心不全は比較的幅広い病院で対応している。
肺炎	<ul style="list-style-type: none"> 将来の医療需要は2030年頃にかけて約12%増加するが、その後減少傾向。 入院患者の自足率は100%で、他圏域からの流入率は5.3%となり、他疾患と比較すると流入率は低い傾向。 入院患者への対応は、利根中を中心に幅広い病院で対応している。
骨折	<ul style="list-style-type: none"> 将来の医療需要は2030年頃にかけて約4%増加するが、その後減少傾向。 入院患者の自足率は95.9%と高く、他圏域からの流入率は11.4%。 入院患者への対応は、利根中を中心に幅広い病院で対応している。

具体的対応方針に係る説明について




医療機関からの説明

- 対象医療機関
 - ○○○○○病院

主な説明の観点 ※説明用資料はスライド2でお示した資料

- 将来の医療需要等を見据えた以下の現状と今後の方向性

- 施設としての役割・機能 (高度・専門医療を提供する役割・機能、地域包括ケアシステムを支える役割・機能 等)
- 病床機能・病床数 
- がん、脳卒中、心血管疾患、救急など診療領域ごとの役割分担・連携



※ 国による再検証に係る分析の観点（「自医療機関のあり方について」）も踏まえ説明

R4.10.00開催の地域医療構想部会について

- 将来の医療需要や地域の医療提供体制等を踏まえ、公立病院が担う役割・機能等について意見交換いただいた。

【意見交換結果（概要）】

- ○○○○○病院が現状において担う役割・機能等について異議等は出なかった。

地域医療構想部会における協議の観点について



- 具体的対応方針が将来の医療需要や地域の役割分担・連携等を踏まえた内容となっているか。
- その上で、今後、地域で不足する機能やさらなる役割分担・連携が必要な領域等はないか。

外来機能の明確化・連携について

県内の紹介受診重点医療機関

No.	医療圏	医療機関名
1	前橋	群馬大学医学部附属病院
2	前橋	前橋赤十字病院
3	前橋	JCHO群馬中央病院
4	前橋	群馬県済生会前橋病院
5	前橋	善衆会病院
6	前橋	県立心臓血管センター
7	渋川	渋川医療センター
8	渋川	北関東循環器病院
9	伊勢崎	伊勢崎市民病院
10	伊勢崎	伊勢崎佐波医師会病院

No.	医療圏	医療機関名
11	高崎・安中	高崎総合医療センター
12	高崎・安中	日高病院
13	藤岡	公立藤岡総合病院
14	沼田	沼田脳神経外科循環器科病院
15	桐生	桐生厚生総合病院
16	太田・館林	太田記念病院
17	太田・館林	公立館林厚生病院
18	太田・館林	県立がんセンター

(令和5年9月1日公表)

紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、紹介受診重点外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

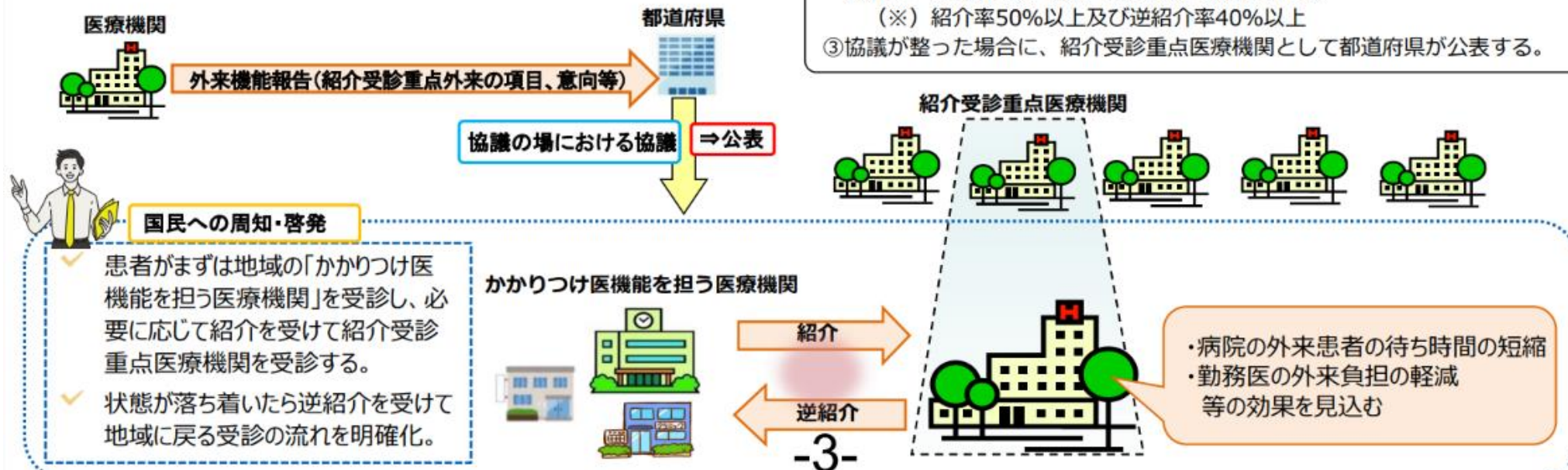
- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

【外来機能報告】

- 紹介受診重点外来等の実施状況
 - ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

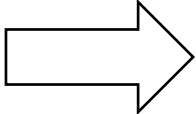
【協議の場】

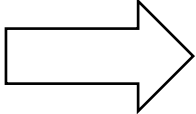
- ① 紹介受診重点外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
 - (※) 初診に占める紹介受診重点外来の割合40%以上 かつ
再診に占める紹介受診重点外来の割合25%以上
- ② 紹介受診重点外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
 - (※) 紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



初診・再診基準 及び 紹介率・逆紹介率について

基準

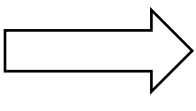
初診基準：
$$\frac{\text{紹介受診重点外来の件数※}}{\text{初診の外来件数}}$$
  40%以上

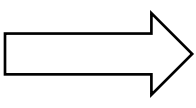
再診基準：
$$\frac{\text{紹介受診重点外来の件数※}}{\text{再診の外来件数}}$$
  25%以上

※紹介受診重点医療機関：以下のいずれかに該当する外来。

- ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後（30日間）の外来
- ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
- ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）

水準

紹介率：
$$\frac{\text{紹介患者数}}{\text{初診患者数}}$$
  50%以上

逆紹介率：
$$\frac{\text{逆紹介患者数}}{\text{初診患者数}}$$
  40%以上

※「基準満たさない が 意向あり」の医療機関に関する協議で活用する。

（出典）外来機能報告に関するガイドライン

協議フローについて



*1 紹介受診重点外来の基準：

- ・初診基準：40%以上（初診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合）
- ・再診基準：25%以上（再診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合）

*2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。

*3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

<既に紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関について、協議を行う場合の留意点>

*：協議が整わない場合、その協議までの協議結果を継続すること

**：紹介受診重点医療機関ではなくなる場合も、協議の場の協議により、紹介受診重点医療機関にならないことを確認すること

協議の方向性について

		紹介受診重点医療機関となる意向	
		あり	なし
紹介受診重点外来に関する基準	満たす	① 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。	② 協議 →異議等がなければ、紹介受診重点医療機関にならない
	満たさない	③ 協議 →異議等がなければ、紹介受診重点医療機関になる	協議対象外 ※既に紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関が該当した場合は協議の場において確認する。

①基準を満たす かつ 意向あり の医療機関について

- 継続して紹介受診重点医療機関の役割を担う医療機関を確認する。(説明者の出席は不要)
- 新規に紹介受診重点医療機関となる医療機関を確認する。(原則説明者が協議の場に参加する)
→異議等がなければ該当医療機関が紹介受診重点医療機関となる。

②基準を満たす が 意向なし の医療機関について

- 既に協議の場で紹介受診重点医療機関とならないことが確認されている医療機関を確認する。(説明者の出席は不要)
- 新規に協議対象となった医療機関に関する協議を行う。(原則説明者が当該医療機関の意向について説明する。)
→異議等がなければ該当医療機関が紹介受診重点医療機関とならない。

③基準を満たさない が 意向あり の医療機関について

- 全ての医療機関について、基準や水準を活用して協議を行う。(具体的水準：紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上)
- 医療機関の説明者が、基準を満たす蓋然性やスケジュールを説明する。
→異議等がなければ該当医療機関が紹介受診重点医療機関となる。

※すでに紹介受診重点医療機関となっている医療機関についても協議が必要。

紹介受診重点医療機関になることで期待できる効果

【すべての医療機関】

- 200床未満の病院又は診療所から紹介された患者に対して、連携強化診療情報提供料（旧：診療情報提供料Ⅲ）を毎月算定できる。
- 紹介受診重点医療機関である旨の広告が可能となる。

【一般病床200床以上の病院】

- 紹介状のない患者等が受診する場合の定額負担の徴収の対象（例外規定あり）。
- 紹介受診重点医療機関入院診療加算（入院初日に800点）を算定できる。
（※地域医療支援病院入院診療加算(1000点)を算定する場合は上記算定不可。）

（参考）

- 定額負担：特定機能病院、地域医療支援病院に加えて紹介受診重点医療機関も対象病院となった。
- 連携強化診療情報提供料：紹介受診重点医療機関であれば、紹介元の医療機関に施設基準上の規定がない。

（出典）令和4年度診療報酬改定の概要外来Ⅰ－4 外来医療の機能分化等

外来機能報告及び紹介受診重点医療機関に関するその他情報

- 外来機能報告の結果については、病床機能報告と同様に公開する。
- 紹介受診重点医療機関の公表日は、1日付けとする。
- 紹介受診重点医療機関の公表は県及び国のホームページ等で行う。
- 協議の場の開催状況に応じて、各都道府県で公表時期が異なることもある。
- 紹介受診重点医療機関のない二次医療圏が出来ることも考えられる。
- 特定機能病院及び地域医療支援病院のうち、紹介受診重点外来の基準を満たす病院については、原則、紹介受診重点医療機関となることが望ましい。
- 特定機能病院及び地域医療支援病院のうち、紹介受診重点外来の基準を満たさない病院については、外来機能報告等のデータも活用し、本来担うべき役割を踏まえ、地域の外来医療提供体制における当該医療機関の果たす役割等を協議の場等で確認する。

(出典) 令和4年度外来機能報告制度に関する説明会Q&A、令和5年度外来機能報告制度に関する説明会Q&A、外来機能報告に関するガイドライン

協議対象医療機関(沼田)

		紹介受診重点医療機関となる意向	
		あり	なし
紹介受診重点外来に関する基準	満たす	① 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。	② 協議 →異議等がなければ、紹介受診重点医療機関にならない。
	満たさない	③ 協議 →異議等がなければ、紹介受診重点医療機関になる。	協議対象外 ※既に紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関が該当した場合は協議の場において確認する。

①基準を満たす かつ 意向あり

医療機関名	初診基準	再診基準	意向
該当なし			

初診基準 (初診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合) : 40%以上
 再診基準 (再診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合) : 25%以上

協議対象医療機関(沼田)

②基準を満たす が 意向なし

		紹介受診重点医療機関となる意向	
		あり	なし
紹介受診重点外来に関する基準	満たす	① 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。	② 協議 →異議等がなければ、紹介受診重点医療機関にならない。
	満たさない	③ 協議 →異議等がなければ、紹介受診重点医療機関になる。	協議対象外 ※既に紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関が該当した場合は協議の場において確認する。

医療機関名	初診基準	再診基準	意向
該当なし			

初診基準 (初診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合) : 40%以上
 再診基準 (再診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合) : 25%以上

協議対象医療機関(沼田)

③基準を満たさない が 意向あり

		紹介受診重点医療機関となる意向	
		あり	なし
紹介受診重点外来に関する基準	満たす	① 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。	② 協議 →異議等がなければ、紹介受診重点医療機関にならない。
	満たさない	③ 協議 →異議等がなければ、紹介受診重点医療機関になる。	協議対象外 ※既に紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関が該当した場合は協議の場合において確認する。

医療機関名	初診基準	再診基準	意向	紹介率	逆紹介率
沼田脳神経外科循環器科病院	30.0%	44.1%	○	12.2%	28.7%

初診基準 (初診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合) : 40%以上

再診基準 (再診の外来件数のうち「紹介受診重点外来」の件数の占める割合) : 25%以上

紹介受診重点医療機関の公表に係る 令和4年度初診患者数実績について

令和6年3月1日
沼田脳神経外科循環器科病院

当院は、「医療資源を重点的に活用する外来患者」のうち、特に「高額等の医療機器・設備を必要とする外来」の受診者が多く、令和4年度外来機能報告の結果にて、令和5年9月に「紹介受診重点医療機関」として公表されました。

しかし、令和5年度外来機能報告における、令和4年度の当院の診療実績において、初診患者数データが、新型コロナウイルス感染症対応のため、例年とかけ離れた大きい数となっていることから、初診における紹介受診重点医療機関の基準を下回ってしまいました。

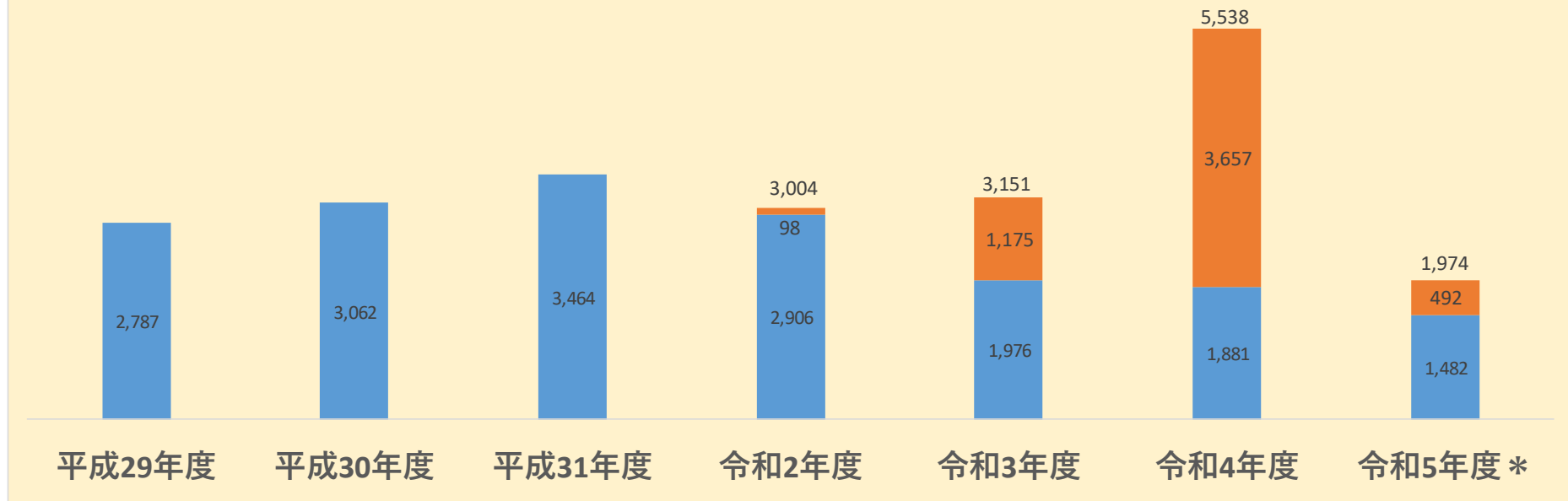
公表を希望する医療機関で、この基準を下回る場合、紹介率・逆紹介率のデータも参考に協議することになっておりますが、当院は紹介率・逆紹介率の基準は満たしておりません。

一方で、令和6年1月までの令和5年度の実績で計算した場合、初診における重点外来の割合基準を満たしている状況になっております。

当院は今後も、特に「高額等の医療機器・設備を必要とする外来」を提供していく所存であり、今回も引き続き、紹介受診重点医療機関として公表されることを希望しますので、何卒、この事情を酌んでいただいたうえ、ご検討をお願い申し上げます。

沼田脳神経外科循環器科病院 初診患者数 推移

■ コロナ検査なし ■ コロナ検査あり



* 令和5年度は令和6年1月までの10か月の数値

令和4年度の初診患者数は、新型コロナウイルス感染症に対する発熱外来を積極的に行ったため、他の年度の2倍近い数になっている。なお、新型コロナウイルス感染症の患者数が落ち着き、5類移行となった令和5年度は、例年と同様の数値に戻っている。

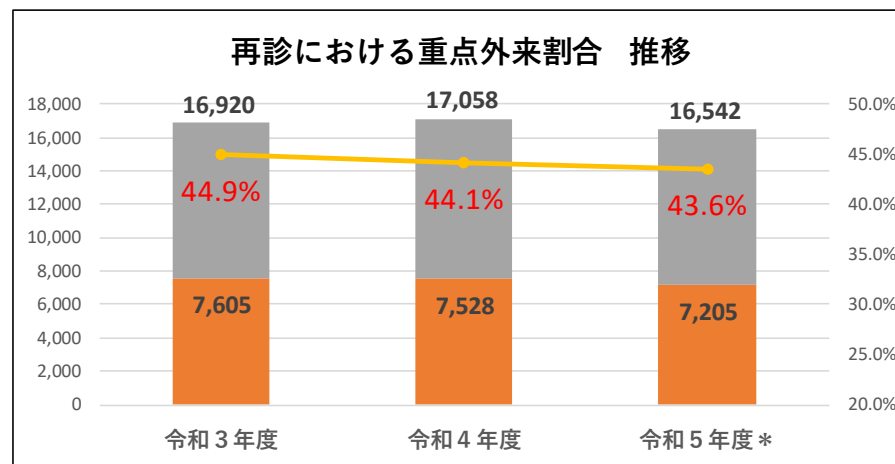
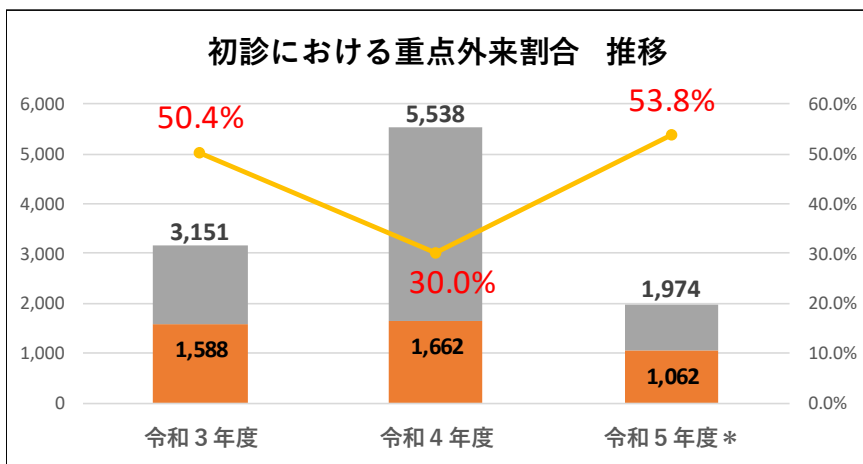
※令和4年度の初診のうち、新型コロナウイルスの検査を行った数は3,657件となっている

外来機能報告における医療資源を重点的に活用する外来患者の比率の推移について

* 令和5年度は、令和5年4月～令和6年1月までの10か月の数値

【初診：基準40%以上】	令和3年度	令和4年度	令和5年度*
初診の外来患者延べ数	3,151	5,538	1,974
医療資源を重点的に活用する外来の患者延べ数	1,588	1,662	1,062
割合	50.4%	30.0%	53.8%

【再診：基準25%以上】	令和3年度	令和4年度	令和5年度*
再診の外来の患者延べ数	16,920	17,058	16,542
医療資源を重点的に活用する外来の患者延べ数	7,605	7,528	7,205
割合	44.9%	44.1%	43.6%



* 令和5年度は、令和5年4月～令和6年1月までの10か月の数値

令和4年度の実績（令和5年度外来機能報告値）は、新型コロナウイルス感染症蔓延による発熱外来を積極的に実施したために初診数が例年の2倍近い数となった。

増加した初診患者の殆どが、PCR検査とその結果による投薬という診療内容のため、初診の重点外来該当割合はこの年度に限り大きく下がっている。

利根沼田地域保健医療対策協議会設置要綱

(設置)

- 第1条 地域住民の健康を確保するため、地域の実情に即した保健医療の推進を図ることを目的として、利根沼田地域保健医療対策協議会（以下「協議会」という）を設置する。
- 2 本協議会は、医療法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議を兼ねるものとする。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成させるため、次の事項を協議する。
- (1) 救急医療対策に関すること。
 - (2) へき地医療に関すること。
 - (3) 地域保健医療計画に関すること。
 - (4) 地域医療構想に係る協議に関すること。
 - (5) その他の地域保健医療に係る事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、別表に定める委員をもって組織し、保健福祉事務所長（以下、「所長」という。）が選任する。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長・副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時又は欠ける時はその職務を代行する。

(会議)

- 第5条 協議会は、必要に応じて所長が招集する。
- 2 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(部会)

- 第6条 協議会は、特定の事項を協議するため、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、別表に定める委員をもって組織し、所長が選任する。
- 3 第4条及び第5条の規定は、部会にこれを準用する。

(事務局)

- 第7条 協議会の事務局は、利根沼田保健福祉事務所に置く。

(雑則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年2月4日から施行する。
- 2 協議会発足当初の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず昭和64年3月31日までとする。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月29日）

この要綱は、平成24年11月29日に改正し、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月15日）

- 1 この要綱は、平成27年6月15日から施行する。
- 2 平成27年6月15日に追加された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。

附 則（平成27年7月1日）

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年2月8日）

この要綱は、平成29年2月8日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

利根沼田地域保健医療対策協議会委員

委 員	備 考
沼 田 市 長	
片 品 村 長	
川 場 村 長	
昭 和 村 長	
み な か み 町 長	
沼 田 利 根 医 師 会 長	
沼田利根医師会副会長又は理事	委嘱は2名とする
沼 田 利 根 歯 科 医 師 会 長	
沼 田 利 根 薬 剤 師 会 長	
国立病院機構沼田病院長	
利 根 中 央 病 院 長	
沼田脳神経外科循環器科病院長	
医療法人大誠会理事長	
全国健康保険協会群馬支部 代表者	
利根沼田広域消防本部消防長	
看護協会沼田地区支部長	
利根沼田広域市町村圏 振興整備組合事務局長	

利根沼田地域保健医療対策協議会病院等機能部会名簿

氏 名	役 職 名	備 考
	沼田利根医師会長	
	沼田利根医師会副会長	
	沼田利根医師会副会長	
	国立病院機構沼田病院長	
	利根中央病院長	
	沼田脳神経外科循環器科病院長	
	医療法人大誠会理事長	
	群馬パース病院 代表者	
	月夜野病院 代表者	
	上牧温泉病院 代表者	
	利根沼田広域市町村圏 振興整備組合事務局長	

利根沼田地域保健医療対策協議会委員名簿

令和5年4月1日～令和7年3月31日

氏名	所属及び役職名	備考
ほしの　みのる 星野　稔	沼田市長	
うめざわ　ゆきひろ 梅澤　志洋	片品村長	
とやま　きょうたろう 外山　京太郎	川場村長	
つつみ　もりよし 堤　　盛吉	昭和村長	
あべ　けんいち 阿部　賢一	みなかみ町長	
はやし　ひでひこ 林　　秀彦	沼田利根医師会長	
いしだ　ともゆき 石田　智之	沼田利根医師会副会長	
さこだ　ひろと 迫田　洋人	沼田利根医師会副会長	
すずき　かつや 鈴木　克也	沼田利根歯科医師会長	
まみや　みのる 間宮　　実	沼田利根薬剤師会長	
まえむら　みちお 前村　道生	国立病院機構沼田病院長	
せきはら　まさお 関原　正夫	利根中央病院長	
あかお　のりひこ 赤尾　法彦	沼田脳神経外科循環器科病院長	
たなか　ゆきこ 田中　志子	(医)大誠会理事長	
かなざわ　としあき 金澤　俊明	全国健康保険協会群馬支部 業務部長	
うらの　えいじ 浦野　英司	利根沼田広域消防本部消防長	
くらさわ　たかよ 倉澤　孝代	県看護協会沼田地区支部長	
こぐれ　ちゆういち 木樽　忠一	利根沼田広域市町村圏 振興整備組合事務局長	
合　　計	18名	

利根沼田地域保健医療対策協議会病院等機能部会名簿

令和5年4月1日～令和7年3月31日

氏名	役職名	備考
林 秀彦	沼田利根医師会長	
石田 智之	沼田利根医師会副会長	
迫田 洋人	沼田利根医師会副会長	
前村 道生	国立病院機構沼田病院長	
関原 正夫	利根中央病院長	
赤尾 法彦	沼田脳神経外科循環器科病院長	
田中 志子	(医)大誠会理事長	
國元 文生	群馬パース病院長	
櫻井 明	(医)パテラ会理事長	
丸山 秀樹	上牧温泉病院長	
木樽 忠一	利根沼田広域市町村圏 振興整備組合事務局長	
合計	11人	

第9次群馬県保健医療計画について

1 策定経過

- 第9次群馬県保健医療計画（第9次計画）については、素案（令和5年8月）及び原案（同年11～12月）を域保健医療対策協議会にお示しし、委員の皆様から御意見を伺いました。
 - また、同年12月から令和6年1月にかけて、パブリックコメント及び関係団体へ意見照会を行い、計画に対し広く御意見を伺いました。
 - これまでの関係会議での御議論・御検討、パブリックコメント等の御意見を踏まえ、第9次計画（案）を作成しました。本案について、令和6年2月13日開催の群馬県医療審議会に諮問し、「適当である」旨の答申をいただきました。
- ※ 第9次計画に対する御意見及びその対応状況については、資料2-2のとおり。
- 現在、開会中の令和6年第1回群馬県議会定例会において、議決対象計画として議案を提出し、御審議をいただいております。
- ※ 第9次計画（案）の概要は資料2-3のとおり。

2 今後の予定

- ◆ 第9次計画については、策定完了後、確定した計画本文を来年度にお示しさせていただきます。
- ◆ 各地域保健医療対策協議会の委員の皆様におかれましては、御多忙の所、計画策定に多大な御尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。今後とも、県の保健医療施策の推進に御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたします。

第9次群馬県保健医療計画(案)に対する意見及び回答・対応状況

No	会議・地域名	議題	章	項目	頁	区分	意見等の概要	回答・対応
1	渋川	第9次群馬県保健医療計画について	7	第7節 歯科口腔保健対策施策の方向(2) 歯科疾患の予防	367	意見	<p>歯科からは特段今回の協議会については申し上げることはございません。但し、医療審議会発の意見等の概要については、引き続き注視させていただきたく存じます。</p> <p>(参考) 健康寿命の延伸から導かれる将来的な医療費削減を目指して、全身の健康に深く関わる歯科疾患の予防・重症化予防を目的とした定期的な歯科検診の推進が令和7年度を目処に行われる予定です。そのため、令和6年度発刊の時点で定期的歯科健診の啓発について触れてみてはいかがでしょうか。案として、第7章、第7節「歯科口腔保健対策」中、P346「施策の方向」(2)「歯科疾患の予防」について、4行目の冒頭に、「また、定期的歯科健診を啓発するとともに、歯科疾患の発症・重症化リスクが高い集団に対する…。」</p> <p>必要か否かを含め、御協議をいただければと思います。</p>	<p>(参考) いわゆる「国民皆歯科健診」については、未だ実施の具体的な内容が開示されていないため、引き続き国の動向を注視しながら検討して参ります。また、現在策定作業中の「第3次群馬県歯科口腔保健推進計画」及び「(第3期)健康増進計画」との整合性も図りつつ、検討を進めて参ります。</p>
2	伊勢崎	その他	-	-	-	意見	<p>一部の人が発言しないことは残念であったようにも思われるが、時間超過するまでの議論が行われたことは活発な会であったと思われ、第1回目の会議よりも良い会議になったと思われる。</p>	<p>引き続き、地域医療にとって有益な議論に資するよう、また関係者の皆さまの活発な意見交換につながるよう、県として工夫・検討して参ります。</p>
3	藤岡	在宅医療について	-	-	-	意見	<p>計画にある様に病院機能(高度急性期・急性期・回復期)を充実させ、退院後も安心して在宅医療が受けられるよう、それぞれの職種で連携を図ることが重要と考えます。また、この連携が効果的に機能するよう地域の特徴を生かした仕組みが構築できることが必要と考えます。</p>	<p>在宅療養を希望する県民が、退院後も安心して在宅医療を受けられるよう、次期保健医療計画においても、地域における多職種連携や、退院調整ルール等による在宅医療・介護従事者の連携体制構築を推進して参ります。</p>
3	藤岡	第9次群馬県保健医療計画について	-	-	-	意見	<p>以前から問題として挙がっていると思われませんが、地域で3次救急に対応するような病院が、包括や回りハ病棟をもっているのは、機能分担という観点から疑問があります。地域一般を担う病院の存在意義を低くしている印象もあります。病床数をもっている回復期病床に使われてしまっているのは意味がなく、特に公立であれば人員を救急に集約させて高度の救急を保っていただくのが安心です。</p>	<p>3次救急を担う病院では、一部、回復期リハビリテーション病棟が設置されていますが、御指摘のとおり、救急医療の提供体制も含めた地域医療構想の推進にあたっては、病床の機能分化や連携、ひいては公立・公的と民間も含めた各医療機関の役割分担及び連携が一層進むよう、県として議論を牽引してまいります。</p>

第9次群馬県保健医療計画(案)に対する意見及び回答・対応状況

No	会議・地域名	議題	章	項目	頁	区分	意見等の概要	回答・対応
4	藤岡	第9期介護保険事業(支援)計画について	-	-	-	意見	介護も医療も人材不足で、ロボットや外国人労働者の活用が検討されていますが、家族に意識調査をしたときに、給料が安いから人材不足になると思うとコメントがありました。保険点数しか収入がない業界で、この現状をどのように考えているのか、関係省庁に確認したコメントが知りたいです。	介護人材の確保については、国においても重要な課題として認識しており、令和6年度から介護報酬を引き上げ、プラス改定とする方向で調整を行っています。また、報酬改定が実施されるまでの間においても、令和5年度補正予算による経済対策により、今年度の2月から介護職員等の賃金について月額6,000円相当引き上げる措置を行うとしています。県としても、介護分野と他業種との間で待遇差があることは承知しており、引き続き、国の動向等を注視しながら、介護職員の処遇改善等について必要な対応を図って参ります。
5	富岡	在宅医療について	-	-	-	意見	<p>国が推奨する在宅医療の促進については、国民の意向調査から、人生の最終段階を自宅または老人施設で過ごしたいこと、可能ならば最後まで住み慣れた自宅又は施設で迎えたという希望を叶えようとするものです。</p> <p>①必要な時には、緊急で入院が可能であることが担保されること(で、逆に在宅療養が選択肢に乗りやすくなること)</p> <p>②在宅または施設内死亡診断、看取り体制があることの2点です。</p> <p>前者は公立富岡総合病院が比較的病床にゆとりがあること、後者は訪問看護と公立富岡総合病院内に緩和ケア・シルバーケアチームがあり地域が上記チームと連携することで問題なく実施できています。このシステムの周知が行われれば特に問題なく、今後も継続可能で、新たな枠組みや新たな仕組みづくりは、当地域では不要と思われる。</p> <p>ただし、訪問看護と医療機関が連携して、オンライン死亡確認や診断ができる制度や法律ができれば、医療機関としては便利ですが、これは国の問題なので、ここでは概念のみの言及いたします。</p>	日頃から地域における在宅医療の医療連携体制推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。 在宅療養者の病状急変時に対応できる連携体制や、本人が望む場所での看取りを行える体制について、御意見の事例も参考にさせていただきながら、地域毎に構築できるよう取り組んで参ります。 また、オンラインを活用した遠隔での死亡診断については、国の動向や他県状況等を見ながら研究して参ります。

第9次群馬県保健医療計画(案)に対する意見及び回答・対応状況

No	会議・地域名	議題	章	項目	頁	区分	意見等の概要	回答・対応
6	桐生	第9次群馬県保健医療計画について	10	第1節 総論 2 第4期医療費適正化計画の基本理念	475	意見	{これらの取組を実現することにより、結果として「将来的な医療費の伸びの抑制(医療費適正化)」を図る。}の文章で、医療費適正化までは何とか許容できるが、「抑制」という言葉は重い。物価・人件費高騰、高齢者増加、医療高度化の中で「抑制」とは如何なことか。財政逼迫も理解できるが、人命軽視、高齢者不遜も連想され、医療者として甚だ不愉快である。政府誘導やマスコミ論調かも知れないが、群馬県として公的文章として使用しないでほしい。もし使用するのであれば、その覚悟をもった根拠と文責を明示してほしい。群馬県医師会と是非ご議論の上ご教授いただきたい。	(1) 基本理念の該当箇所については「抑制」という言葉は用いず、「取組を行っていくことにより、医療費が過度に増大しないようにしていくことを目指す」と修正します。
7	桐生	第9次群馬県保健医療計画について	10	第3節 医療の効率的な提供の推進に関する目標及び施策 5 医療資源の効果的・効率的な活用 目標イ	501	意見	私自身の個人的意見であり、少しでも取り入れていただけるものがあればと思います。 [効果が乏しいという「エビデンス」があることが指摘されている医療や医療資源の投入量・]の文章について、EBM(evidence based on medicine 根拠に基づいた医学)に対してNBM(narrative based on medicine 物語的医学)の重要性は理解されているだろうか？後半の文章で「地域ごとに関係者が地域の実情を把握する」の文章でNBM的要素を述べているが、医療には「不確実性」があり、「エビデンス」だけで割り切れない部分が多い事も理解されたい。日本医師会が「ミスリード(誤った方向へ人を誘う事)」と断じた診療報酬削減のため財務省の恣意的統計資料もdata science上1つの「エビデンス」かも知れず、安易に行政の作成する文章にこの文言は使うべきではないと思う。あたかももっともらしく聞こえ危険である。	例えば厚生労働省が医療関係者ととも策定した「抗微生物薬適正使用の手引き」においては、抗菌薬投与に対する様々な学術研究の成果に基づき、効果が乏しいというエビデンスが指摘されている急性気道感染症や急性下痢症に対する抗菌薬の処方では推奨しないこととされております。 このような信頼できるエビデンスに基づく取組について、医療費適正化の観点からも、医療関係者・行政・住民(患者)の認識の共有を図っていくことが重要であると考えており、このような取組の普及啓発等により医療資源の効果的・効率的な活用を図っていきたいと考えております。 なお、医療資源の効果的・効率的な活用については、個別の医療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があることに留意して取り組んで参ります。

第9次群馬県保健医療計画(案)に対する意見及び回答・対応状況

No	会議・地域名	議題	章	項目	頁	区分	意見等の概要	回答・対応
8	桐生	第9次群馬県保健医療計画について	10	第3節 医療の効率的な提供の推進に関する目標及び施策 5 医療資源の効果的・効率的な活用 現状と課題工目標ウ	501	意見	「リフィル処方箋」について。殆どの医師が反対し、納得していない時点でその議論を掲載する事へに違和感を覚える。政府財務省主導であり、医師の責任負担のみ増す強引な制度であると思う。上記No.6と同様に群馬県医師会と是非御議論下さい。	「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」(R5.10.11花粉症に関する関係閣僚会議決定)において花粉症の治療薬にリフィル処方箋の活用を促進することとされたことなどを踏まえ、患者にとって適切な治療が行われることを前提に、有効に活用できる範囲において少しずつ普及するよう取組を進めていきたいと考えております。そのような観点から、「5 医療資源の効果的・効率的な活用」の「現状と課題」エの後段を「患者にとって適切な治療が行われることを前提に、有効に活用できる範囲において取組を進める必要があります」と修正し、「目標」ウの後段を「有効に活用できる範囲において少しずつ普及するよう、関係者が行う必要な取組を検討し実施します」と修正します。
9	桐生	第9次群馬県保健医療計画について	10	第3節 医療の効率的な提供の推進に関する目標及び施策 4 医薬品の適正使用の推進	499	意見	私自身の個人的意見であり、少しでも取り入れていただけるものがあればと思います。 多剤処方の殆どには根拠があり、重複投与も多いものではない。ただある程度はあり、それが過剰述べられミスリードとなっているのが現実。多剤投与の有害性のエビデンスは確かであるが、その解釈の仕方に立場の都合が優先している。その啓発が非常に大事。医療DX化は重要で、マイナンバーカードも悪く無いが、どれだけ投資をしたか。医療費適正化論するのであれば、患者も医者も「お薬手帳」を適正に利用すればかなりの部分が解決する。一方薬局販売咳止め多量服用問題がある。医療機関での基本薬供給不安定の解決策の1つとしても、咳止め等を処方薬として規制する事に意味があるのではないか。	複数医療機関の受診や多剤投与については、患者の病状等により事情が異なり、一律に扱うことができないなど、様々な受け止めや御意見があることは承知しています。一方で、副作用の発生や薬の飲み残しなどにつながっているとの指摘もあります。そして、医療DXの観点では、電子処方箋の活用でより確実に重複投薬の確認が可能な体制にもなってきています。県として、こうした状況などを踏まえ、医薬品の適正使用推進には、医療機関と薬局等が情報共有、連携することが重要と考えています。また、一般用医薬品の過量服用による健康被害については、大変憂慮すべき事態と考えており、国とも連携し、一般用医薬品の適正販売及び適正使用について、関係団体等を通じ購入者に対する必要な情報提供や確認を行う等、適切に対応するよう周知・啓発を行って参ります。

第9次群馬県保健医療計画(案)に対する意見及び回答・対応状況

No	会議・地域名	議題	章	項目	頁	区分	意見等の概要	回答・対応
10	太田・館林	第9次群馬県保健医療計画について	10	第2節 県民の健康の保持の推進に関する目標及び施策 3 たばこ対策の推進	480	意見	<p>2016年 厚生労働省の統計で男性喫煙率のワースト1位が群馬県でした(37.3%)。ちなみに最も喫煙率が低かった滋賀県は20.6%でした。</p> <p>2019年 男性の喫煙率は30.5%で全国15位、ちなみに最も低いのは京都府24.3%、女性は8.9%で全国10位でした。女性で最も低いのは島根県4.2%でした。</p> <p>このことをとって県内の喫煙率を下げる政策が必要です。喫煙率が低いところはがん発生率も低い傾向にあります。本腰を入れて取り組むべきと考えます。</p> <p>沼津市だったかと思いますが、小中学校で禁煙教育を長年にわたって推進している地域では、運動開始10年後くらいから喫煙率が下がっているという報告もあります。子どものうちの禁煙教育が大事なことです。大人の喫煙をやめさせることも大事ですが、子どもにすわせないことはもっと大切です。</p>	<p>2021(令和3)年度群馬県県民健康栄養調査によると、本県の喫煙者の割合は、13.1%(男性20.4%、女性6.1%)であり、以前より減少しています。</p> <p>更なる喫煙率の減少に向けては、禁煙支援の取組とともに、御指摘のとおり、早期からの健康教育が重要です。本県では、「若年者からの喫煙防止講習会事業」を実施しており、学校等と連携した若年者向けの喫煙防止対策を進めております。引き続き、学校や市町村等関係機関と協力して、20歳未満の者の喫煙防止に向けた取組を行って参ります。</p>
11	太田・館林	第9次群馬県保健医療計画について	-	-	-	意見	<p>新興感染症発生・まん延時の医療について。 当院の院内クラスターの経験より、</p> <p>①院内感染の原因は職員の患者への感染が原因 ②院内患者の発生にてまん延状態は急速に進行する ③患者隔離の対策と経過から得られたことは次の点である</p> <p>A)病室単位での隔離だけでは不十分 B)各病室の換気に工夫をこらすこと →古い建物では各部屋で建物全体の換気が不十分であった →この為、各部屋の窓を開け扇風機を外に向けて送風した →この方法が簡易であるが有効であると考えられる</p> <p>結論として、 1)院内クラスター防止のため、換気が重要な事項となる →古い建物であるため、感染対策・まん延奉仕対策としての換気対応がなされていないため、各部屋に設置可能な簡易換気確保の設置が必要であり、そのための資金手当が必要と考えられる。</p>	<p>県では、令和2年度から新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れを行う医療機関に対して、簡易陰圧装置等の設備整備にかかる費用の補助を実施しています。</p> <p>現在、改正感染症法に基づき、新興感染症対応が可能な医療機関と医療措置協定の締結に向けた協議を実施しているところですが、県と協定を締結した医療機関(協定締結医療機関)に対する補助制度について、国において検討中です。簡易陰圧装置や個室病床の整備等の補助が検討されていることから、補助対象となった場合には速やかに協定締結医療機関に情報提供させていただきます。</p>

第9次群馬県保健医療計画(案)に対する意見及び回答・対応状況

No	会議・地域名	議題	章	項目	頁	区分	意見等の概要	回答・対応
12	太田・館林	第9次群馬県保健医療計画について	-	-	-	質問	<p>医師の確保について。</p> <p>1)伊勢崎を含めた東毛医療圏の医師少数地域は重大な問題と考えられる。しかし、伊勢崎市、桐生市も目標数との差は50・30は少ない。</p> <p>2)それに対し太田・館林地区は188と絶望的である。これに対して以前から提言していた</p> <p>①太田市と館林市の医師不足数を分けて数字でほしい</p> <p>②どの診療科の医師が不足しているのかを示してほしい</p> <p>③現在の研修医を修了し専攻医の医師の考え方としては</p> <p>A)症例数の多い病院での研修</p> <p>B)指導医がきちんとしている病院</p> <p>C)給与の問題</p> <p>D)所属する大学との関係</p> <p>E)将来的には子どもの教育の問題</p> <p>この5項目を十分にクリアできるかどうかを知りたい。</p>	<p>医師確保計画は、医療法第30条の4第2項第11号に基づき、全国ベースで、三次医療圏ごと及び二次医療圏ごとの医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価した指標(「医師偏在指標」)を国が算定し、同指標を用いて、二次医療圏間の偏在是正と医療提供体制の整備を目的として都道府県ごとに策定しているものです。</p> <p>二次医療圏ごとの検討及び対応を基本としていることから、市町村単位での医師不足数は算出されておられません。なお、二次保健医療圏より小さい区域でのきめ細かい対応を可能とするため、局所的に医師が少ない区域を「医師少数スポット」として設定しています。</p> <p>診療科別の不足数についても、同じく算出はされておませんが、必要な施策の検討に当たっては、医師・歯科医師・薬剤師統計で公表されている診療科別医師数等を参考としています。</p> <p>専攻医の確保については、県内医療機関の専門研修プログラムの内容を一層充実させ、魅力を高めて専攻医の確保につなげるため、プログラムの新規策定や更新に係る経費の補助を行っているほか、県内外の医学生や臨床研修医に県内のプログラムをPRするため、今年度、専門研修プログラム基幹施設を紹介するプログラムガイドを作成しています。また、指導医を育成し、各病院の指導体制や研修プログラムの充実を支援するため、指導医養成講習会を開催しています。さらに、専門医制度に関して、地域地域医療対策協議会による検証を行い、日本専門医機構へ意見を提出することにより、より地域医療に配慮した研修体制が確保できるよう働きかけています。引き続き、医師の確保と県内定着、偏在の解消に</p>
13	関係団体への意見照会	第9次群馬県保健医療計画について	10	第2節 県民の健康の保持の推進に関する目標及び施策 4 歯科口腔保健の推進	481	意見	<p>現状と課題、施策の方向について、参照のみでは、簡素過ぎると思います。</p> <p>少し概要的な文言を追加掲載して、そのあとに参照とした方が良いのでは、ないでしょうか？参考として、</p> <p>近年、少子高齢化などの人口構造の変化により、医療分野の環境は少しずつ変化をしている状況にあります。また全身の健康に対する歯科保健分野の重要度は年々増しており、各世代のニーズや希望などをくみ取りながら、多職種連携による歯科口腔保健施策を充実させ県民の健康に寄与できればと考えます。</p> <p>このような文言を掲載し、そののちに参照P365とかP367といったかたちと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、第2節「4 歯科口腔保健の推進」について、「現状と課題」及び「施策の方向」のそれぞれの参照部分の前に、参照内容の概要を記載します。</p> <p>なお、同様にほかの箇所を参照している、第2節「5 がん対策の推進」、第3節「2 地域包括ケアシステムの推進等ー1 地域包括ケアシステムの推進」及び第3節「2 地域包括ケアシステムの推進等ー3 認知症施策の推進」についても、参照内容の概要を記載します。</p>

第9次群馬県保健医療計画(案)に対する意見及び回答・対応状況

No	会議・地域名	議題	章	項目	頁	区分	意見等の概要	回答・対応
14	関係団体への意見照会	第9次群馬県保健医療計画について	-	-	-	意見	<p>少子高齢化の進展に伴う疾病構造の変化、県民の健康意識の高まりなど、保健医療を取り巻く環境は著しく変化しており、医療保険財政や医療保険加入者の給付を担う保険者としても、速やかな対応を必要とする事態であります。</p> <p>誰もが安心して健やかな生活を送るために保健医療施策の推進を図ることは、県内の医療保険者が行う保健事業の実施や円滑な事業運営に資することにも繋がることから、第9次群馬県保健医療計画(案)について賛同いたします。</p>	-
15	関係団体への意見照会	第9次群馬県保健医療計画について	-	-	-	意見	<p>第9次群馬県保健医療計画を推進するにあたっては、次の意見について、御配慮をお願いいたします。</p> <p>喫煙はがん、脳卒中、心血管疾患等のリスク因子であり、医療費増加の一因となることや、改正健康増進法では屋内・敷地内喫煙など「望まない受動喫煙をなくす」など非喫煙者の健康への影響に配慮すること等を求めている、予防・健康づくりの推進を担う本協議会として、受動喫煙防止対策をさらに推進していただくよう、御配慮いただきたい。</p>	御意見のとおり、引き続き、受動喫煙防止対策に取り組んで参ります。
16	関係団体への意見照会	第9次群馬県保健医療計画について	-	-	-	意見	<p>第9次群馬県保健医療計画を推進するにあたっては、次の意見について、御配慮をお願いいたします。</p> <p>糖尿病、慢性腎臓病等による人工透析への移行など、糖尿病重症化は医療費の増大のみならず、県民の生活の質にも大きく影響するものであることから、発症予防、重症化予防への取組は重要と考えます。「群馬県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラム」にもある、医療保険者、医療機関等の各関係者が密接に連携して糖尿病性腎臓病重症化予防に向けた取り組みが県内全域で行えるよう更なる推進について御配慮いただきたい。</p>	<p>本県は糖尿病性腎症による新規透析患者数が多く、糖尿病の発症予防は重要であると考えております。</p> <p>「群馬県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラム」については令和5年11月に改定しており、当該プログラムに基づき、より一層取組を推進していきたいと考えております。貴会におかれましても、共同策定者として、今後も御協力いただけますと幸いです。</p> <p>県としましては、引き続き、関係機関と連携を図り、保健医療従事者向けの研修会の開催や、普及・啓発等を実施して参ります。</p>
17	関係団体への意見照会	第9次群馬県保健医療計画について	-	-	-	意見	<p>第9次群馬県保健医療計画を推進するにあたっては、次の意見について、御配慮をお願いいたします。</p> <p>医療費適正化においてジェネリック医薬品の使用促進は重要ではありますが、品質、有効性及び安全性の確保や、供給不足が起らないような医薬品の安定供給など、ジェネリック医薬品の信頼性の向上を図り、更なる使用促進への取組について御配慮いただきたい。</p>	御意見のとおり、しっかりと取り組んで参ります。

第9次群馬県保健医療計画(案)に対する意見及び回答・対応状況

No	会議・地域名	議題	章	項目	頁	区分	意見等の概要	回答・対応
18	パブリックコメント	第9次群馬県保健医療計画について	-	-	-	意見	実施期間 6年間とあるが激動する世の中、3年間ごとに計画の見直しを行うべき。時代の変化についていくためにも6年間は長すぎて時代に取り残される可能性あり。	保健医療計画の実施期間は、医療法第36条の6第2項の規定により、6年間とされています。また、同法同条第1項の規定により、在宅医療、医師の確保、外来医療に関する事項については必要に応じて3年ごとに変更することとされています。県としては、こうした法令に基づくとともに、計画期間内であっても、保健医療を取り巻く社会環境等の変化により必要がある場合には、計画の見直しを図って参ります。
19	パブリックコメント	第9次群馬県保健医療計画について	-	-	-	意見	群馬大学病院の事故で国からガンの拠点病院からはずされたりおしかりを受けたが、その後反省して緊張感をもってやっているのか疑問。リーダー的病院として。	御指摘の都道府県がん診療連携拠点病院については、群馬大学附属病院におけるガバナンス体制や医療安全体制の確保などが確認されたため、2019年7月に国から再指定されました。県としては、同大学は県内唯一の医師養成機関としての機能のほか、本県における最先端医療の提供・研究において重要な役割を担っていると認識しており、引き続き連携して参ります。
20	パブリックコメント	第9次群馬県保健医療計画について	-	-	-	意見	良質な医療従事者の確保が特に必要で、将来にわたり「最後は家で死にたい」という患者が多いのをふまえ在宅医療の重要性をもっと重視すべきで、在宅医師をもっと増加すべき。	住み慣れた自宅等、患者本人が望む場所での看取りを行うことができる在宅医療の体制を確保するため、在宅や介護施設での看取りに対応できる医師、訪問看護師等の人材育成を推進するとともに、介護関係者を含む関係者相互の連携体制の構築を図って参ります。
21	パブリックコメント	第9次群馬県保健医療計画について	-	-	-	意見	がん検査全地域無料にして早期発見を促す必要があると思います。死亡率第1位を重視すべき。	がんによる死亡者の減少に向け、がんのリスクを低減させるため、生活習慣の改善や、たばこ対策、がんに関連するウイルスの感染予防等の普及啓発に取り組みます。また、がんの早期発見から早期治療につなげるため、市町村等と連携し、普及啓発や未受診者への受診勧奨等、がん検診受診率向上や、確実な精密検査の受診に向けた取組を実施して参ります。
22	医療審議会 (令和5年度第2回)	第9次群馬県保健医療計画について	9	5 看護師・准看護師	459	意見	高等学校から看護師学校に入学すると、統計上、進学ではなく就職という扱いになると聞いた。学生にとっては、こういった統計上の取扱いが看護学校へ進む精神的なバリアになっているかもしれない。統計上の扱いを確認していただきたい。	公立高等学校の卒業者の進路をまとめた「公立高等学校等卒業者の進路状況報告」(県教委)においては、看護師等養成施設等に入学した卒業者は「進学」として扱われています。

第9次群馬県保健医療計画(案)に対する意見及び回答・対応状況

No	会議・地域名	議題	章	項目	頁	区分	意見等の概要	回答・対応
23	医療審議会 (令和5年度第2回)	第9次群馬県保健医療計画について	7	第1節 障害保健対策 1 発達障害	338	質問	最近では医療的ケア児への対応が厚くなってきていると考えているが、一方で、情緒障害、自閉症やADHDの子どもに対するリハビリ等の対応・環境整備が不十分であると考えている。こういった点について、教育の担当部署とどのように連携をとっているのか。	県で実施している障害児療育体制推進事業では、5圏域の保健福祉事務所において、保健・医療・福祉・教育の各分野の障害児療育に従事する関係者を集めたネットワーク推進会議を開催し、課題の共有や情報交換を通じた関係者間のネットワークの構築を推進しています。
24	医療審議会 (令和5年度第2回)	第9次群馬県保健医療計画について	7	第1節 障害保健対策 1 発達障害	338	質問	小学校入学時に特別支援学級に行くかどうかの対象となる子どもは、その4分の1から3分の1は発達障害があるのではないかと診断されていると聞いている。こうした実態を把握していないと、発達障害の子どもに対応する体制の整備が出来ないと思うが、そういった総数についても、医療について議論する場でも把握しておく必要があるのではないか。	発達障害を持つ子どもの実態把握について、その総数を示す統計等のデータはありません。 なお、小中学校等における実態を把握するための参考となるデータとしては、令和4年1月から2月にかけて文部科学省が実施した調査があります。この調査では、通常の学級に在籍している児童生徒のうち、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合を推定した結果、小中学校においては推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%でした。ただし、本調査結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合です。

第9次群馬県保健医療計画 (案) の概要

群馬県健康福祉部医務課

策定經過

策定経過

時期	会議等	内容
令和3年10月	令和3年度第1回県保健医療計画会議	県患者調査について協議
12月	県患者調査の実施	県内入院患者の受療動向等を把握
令和4年 4月 ～8月	専門部会（5疾病・6事業及び在宅医療）	調査項目検討（県医療施設機能調査、保健医療に関する県民意識調査）
6月	令和4年度第1回県保健医療計画会議	二次保健医療圏について協議
6月～7月	地域保健医療対策協議会	二次保健医療圏の検討
8月	令和4年度第2回県保健医療計画会議	二次保健医療圏の検討状況報告 県医療施設機能調査について協議
10月	県医療施設機能調査の実施	医療機関における医療機能、機能分担、連携及び将来の方針等を把握
11月	令和4年度第3回県保健医療計画会議	保健医療に関する県民意識調査について協議
令和5年 1月	保健医療に関する県民意識調査の実施	保健、医療、健康に関する県民の意見や要望を把握
3月	令和4年度第4回県保健医療計画会議	国の状況について説明 二次保健医療圏について協議 策定スケジュールについて説明 第9次計画（骨子）について協議

策定経過

時期	会議等	内容
令和5年 3月	医療計画作成指針等	国から発出
令和5年 4月 ～6月	専門部会（5疾病・6事業及び在宅医療）	第9次計画（素案）の検討 ロジックモデルの検討 二．五次保健医療圏の検討
7月	令和5年度第1回県保健医療計画会議	第9次計画策定の考え方を説明 第9次計画（素案）を協議
8月	県医療審議会	第9次計画の策定状況を報告
8月	地域保健医療対策協議会	第9次計画（素案）を説明
9月～10月	専門部会（5疾病・6事業及び在宅医療）	第9次計画（原案）の検討
11月	令和5年度第2回県保健医療計画会議	第9次計画（原案）について協議
11月～12月	地域保健医療対策協議会	第9次計画（原案）について説明
12月～ 令和6年 1月	パブリックコメント 関係団体への意見聴取	県民及び関係団体からの意見を把握
2月	令和5年度第3回県保健医療計画会議	第9次計画案について協議
2月	県医療審議会	第9次計画案を諮問
3月	県議会（令和6年第1回定例会）	議案提出

第9次計画策定の考え方

1. 国作成指針を踏まえた修正

- ① 急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築
- ② 疾病・事業横断的な医療提供体制の構築
- ③ 5疾病・6事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化
- ④ 介護保険事業（支援）計画等の他の計画との整合性の確保

2. 各専門部会等の検討を踏まえ、新たな施策・取組を反映

3. 関係計画との統合（外来医療計画、医師確保計画、医療費適正化計画）

4. 最新の統計結果等を踏まえたデータの修正

第9次計画の概要

第9次計画の構成

- 第1章 基本構想
- 第2章 群馬県の現状
- 第3章 保健医療圏と基準病床数
- 第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築
- 第5章 地域医療構想
- 第6章 外来医療計画
- 第7章 保健・医療・福祉の提供体制の充実
- 第8章 医師確保計画
- 第9章 保健医療従事者等の確保
- 第10章 医療費適正化計画
- 第11章 計画の推進・評価
- 別冊 医療機関の掲載基準・一覧、指標

第1章 基本構想

- 計画策定の趣旨、計画の理念、計画の位置づけ、実施機関など、本計画の基本的な内容を記載。

計画の理念

「誰一人取り残さない、必要な医療が切れ目なく提供される体制構築」を目指し、次の理念に基づいて施策を展開。

- ① 安全・良質な医療を提供し、誰もが健康で活躍できる暮らしを支える。
- ② 人口減少や高齢化を踏まえ、持続可能な医療提供体制を確立する。
- ③ 医療従事者の確保・養成と、働き方改革を推進する。

計画の位置づけ

- 医療法第30条の4第1項による医療計画
- 高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項による医療費適正化計画
- 新・群馬県総合計画の医療分野における最上位計画

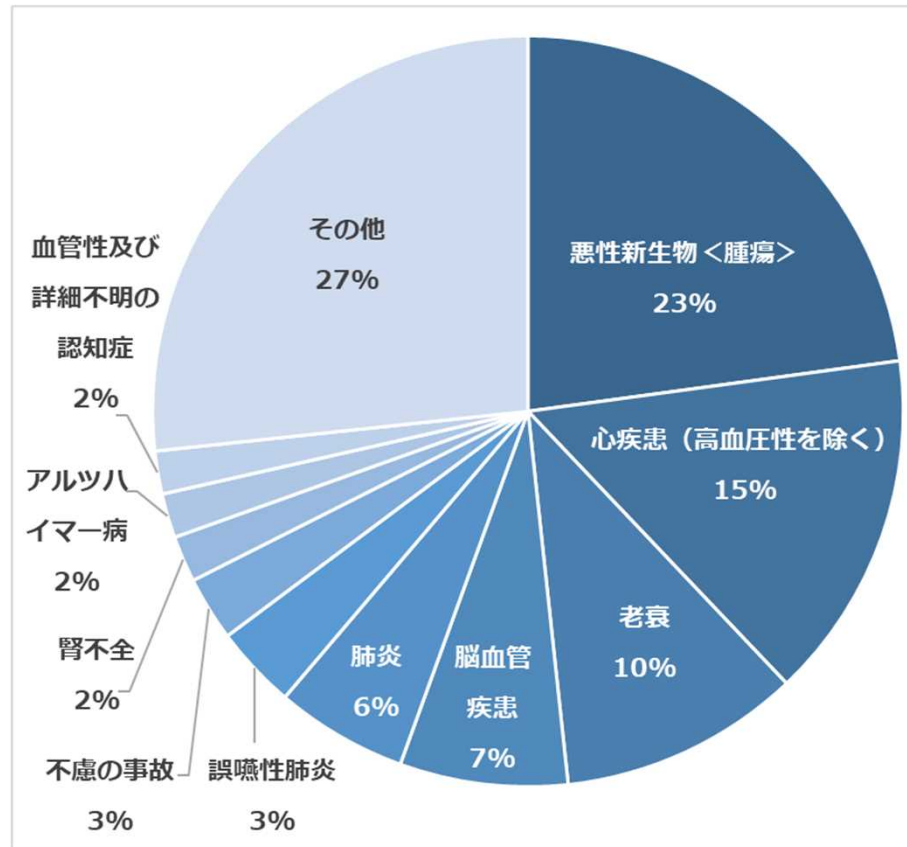
実施期間

2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間

第2章 群馬県の現状

- 人口動態や県民の健康状況など、本県の保健医療に関する各種データを掲載。

本県の死亡総数に占める割合



本県の死因別死亡率（人口10万対）

順位	死因	死亡率 (人口10万対)
1	悪性新生物<腫瘍>	328.4
2	心疾患（高血圧性を除く）	216.4
3	老衰	149.3
4	脳血管疾患	104.1
5	肺炎	81.8
6	誤嚥性肺炎	51.3
7	不慮の事故	39.8
8	腎不全	28.6
9	アルツハイマー病	27.4
10	血管性及び詳細不明の認知症	26.6
-	その他	383.5
	総数	1437.2

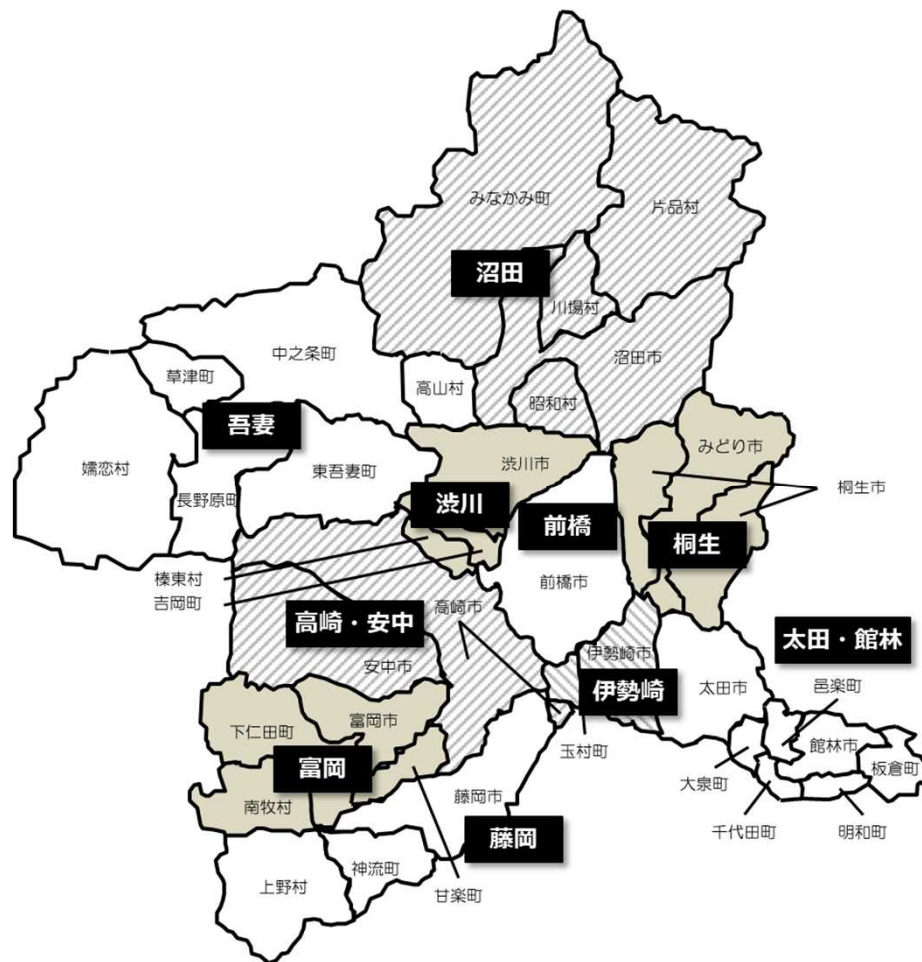
〔資料〕厚生労働省「人口動態調査（2022年）」

第3章 保健医療圏と基準病床数 <二次保健医療圏>

■ 一般的な入院医療及び比較的専門性の高い保健医療サービスの提供と確保を行う圏域。地理的条件等の自然条件、交通事情等の社会条件等を考慮して設定。

計 10 圏域

- 前橋
- 渋川
- 伊勢崎
- 高崎・安中
- 藤岡
- 富岡
- 吾妻
- 沼田
- 桐生
- 太田・館林



第3章 保健医療圏と基準病床数 <二. 五次保健医療圏>

- 5 疾病・6 事業及び在宅医療に係る医療提供体制の圏域については、二次保健医療圏に拘らず、弾力的に設定することが可能。
- 本県では、一部の疾病・事業について、二次保健医療圏より広域な二.五次保健医療圏を設定し、医療連携体制のための基本的な枠組みとしている。

二次 保健医療圏	二. 五次保健医療圏					
	疾病				事業	
	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	がん	周産期	小児
高崎・安中	西部圏域				西毛圏域	
藤岡						
富岡	東部・伊勢崎圏域				東部圏域	
桐生						
太田・館林	中部圏域				東毛圏域	
伊勢崎						
前橋	吾妻・渋川・前橋圏域				北部圏域	
渋川						
吾妻	利根沼田圏域				中毛圏域	
沼田						

第3章 保健医療圏と基準病床数 <基準病床数>

- 基準病床数は、病床整備の基準として病床の区別ごとに定めるものであり、既存病床数が基準病床数を上回る場合、原則として、新たな病床の整備ができない。
- 一般病床及び療養病床については二次保健医療圏ごと、精神病床、結核病床及び感染症病床の基準病床数は、県全域で定める。

一般病床・療養病床

保健医療圏	基準病床数	
	8次計画	
前橋	3,383	3,272
渋川	969	692
伊勢崎	1,854	1,696
高崎・安中	3,660	3,267
藤岡	595	644
富岡	577	726
吾妻	365	437
沼田	658	648
桐生	1,273	1,200
太田・館林	2,667	2,520
県計	16,001	15,102

既存病床数	基準病床数	
	一般病床	療養病床
3,522	3,132	390
1,061	961	100
1,890	1,516	374
3,384	2,447	937
862	707	155
593	486	107
748	359	389
958	688	270
1,609	1,096	513
2,958	2,249	709
17,585	13,641	3,944

精神病床

圏域	基準病床数		既存病床数
	8次計画		
県全域	4,366	4,301	4,977

結核病床

圏域	基準病床数		既存病床数
	8次計画		
県全域	31	40	65

感染症病床

圏域	基準病床数		既存病床数
	8次計画		
県全域	52	52	52

※既存病床数はいずれも2023年3月末時点

第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築

- 県民の健康保持や安心して医療を受けられる環境整備、地域医療の確保などの観点から、5疾病・6事業及び在宅医療については、地域ごとに医療連携体制を構築し、整備充実に努める。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、第9次計画から「新興感染症発生・まん延時の医療」を新たに事業に追加。

5 疾病

- がん
- 脳卒中
- 心筋梗塞等の心血管疾患
- 糖尿病
- 精神疾患

6 事業

- 救急医療
- 災害医療
- 新興感染症発生・まん延時の医療
- へき地医療
- 周産期医療
- 小児医療

在宅医療

第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築

- 疾病・事業ごとに、医療連携体制構築の具体的取組を記載。

がん

- 正しい知識に基づくがん予防・がん検診を推進
- 患者本位のがん医療の充実
- がんとともに安心して暮らせる地域社会の構築

主要な数値目標

- 75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）
2021：65.1 → 2029：全国平均以下
- 現在自分らしい日常生活を送れていると感じるがん患者の割合
2018：70.3% → 2029：100%

など

脳卒中

- 脳卒中の発症予防に向け、適切な生活習慣の普及啓発や特定健康診査・保健指導等を推進
- 救急救命士等による迅速かつ適切な判断・処置・搬送を実施するため、メディカルコントロール体制を強化
- 急性期から回復期、維持期までの医療機関等の診療情報や治療計画の共有による切れ目のない適切な医療が提供できるよう、関係機関の連携体制を充実

主要な数値目標

- 脳血管疾患の年齢調整死亡率（人口10万対）
2020年：101.1（男）、59.7（女）
→ 2029年：101.1以下（男）、59.7以下（女）
- 健康寿命
2019年：73.41年（男）、75.8年（女）
→ 2028年：①平均寿命を上回る健康寿命の増加
②73.57年以上（男）、76.7年以上（女）
- 在宅等生活の場に復帰した脳卒中患者の割合
2020年：51.9% → 2029年：51.9%以上

など

第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築

- 疾病・事業ごとに、医療連携体制構築の具体的取組を記載。

心筋梗塞等の心血管疾患

- 心血管疾患を予防する生活習慣に関する県民の理解促進
- 患者が発症した場合において、速やかに専門的な医療につなげる体制を確保
- かかりつけ医等と専門的医療を行う施設が連携して、維持期における治療及び疾病管理としての維持期リハビリテーション体制の整備

糖尿病

- 糖尿病の発症予防を推進するため、適切な生活習慣や糖尿病に関する知識の普及と特定健康診査等の実施を支援
- 糖尿病の治療・重症化予防を推進するため、生活習慣等の指導の実施、良好な血糖コントロールを目指した治療の推進
- 医療連携体制の構築や専門職種によるチーム医療、妊娠糖尿病等専門的な治療や、急性合併症の治療の推進

主要な数値目標

- 心疾患（高血圧性を除く）の年齢調整死亡率（人口10万対）
2020年：203.8（男）、117.6（女）
→ 2029年：全国平均以下
- 健康寿命
2019年：73.41年（男）、75.8年（女）
→ 2028年：①平均寿命を上回る健康寿命の増加
②73.57年以上（男）、76.7年以上（女）
- 在宅等生活の場に復帰した虚血性心疾患患者の割合
2020年：94.5% → 2029年：94.5%

など

主要な数値目標

- 糖尿病を直接死亡原因とした年齢調整死亡率（人口10万対）
2020年：17.5（男）、8.1（女）
→ 2029年：13.9（男）、8.1（女）
- 全死因の年齢調整死亡率（人口10万対）
2020年：1378.6（男）、762.3（女）
→ 2029年：1328.7（男）、722.1（女）以下

など

第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築

- 疾病・事業ごとに、医療連携体制構築の具体的取組を記載。

精神疾患

- 医療、障害福祉サービス、介護サービス、行政等の顔の見える連携を推進
- 精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、安心してその人らしい地域生活を送ることができるよう、地域における多職種・多機関が有機的に連携する体制の構築を推進
- 精神障害の特性として、疾病と障害とが併存しており、その時々々の病状が障害の程度に大きく影響するため、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制を整備

主要な数値目標

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数
2020年：324.8日 → 2026年：325.3日
- 精神科救急医療機関数
2023年：17か所 → 2029年：17か所
- 自殺死亡率(人口10万対)
2022年：18.7 → 2028年：14.9

など

救急医療

- 救急医療に関する研修の実施等によりメディカルコントロール体制を充実
- 統合型医療情報システムの運営・機能強化により、救急搬送を効率化・高度化
- 医療機関の施設・設備整備に対する支援を行い、初期救急医療から三次救急医療までの体制の充実

主要な数値目標

- 心肺機能停止傷病者の1ヶ月後の予後（生存率）
2021年：12.0% → 2029年：12.8%
- 救急要請（覚知）から医療機関への搬送までに要した平均時間
2021年：39.4分 → 2029年：関東最短
- 救命救急センターの充実度評価A以上の割合
2022年：100% → 2029年：100%

など

第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築

- 疾病・事業ごとに、医療連携体制構築の具体的取組を記載。

災害医療

- 災害拠点病院が災害時に医療機能を維持できるよう支援
- 災害時における医療提供体制を確保するため、一般病院の耐震化、浸水対策を推進し、災害時の対応に必要な訓練・研修を実施
- 災害時に迅速かつ適切に医療救護活動が行えるよう、DMAT等の体制を強化

主要な数値目標

- 医療機関の災害対応訓練の参加率
2023年：87.4% → 2029年：95.7%
- 災害拠点病院以外の病院の耐震化率
2023年：82.9% → 2029年：86.4%
- 災害派遣医療チーム（DMAT）チーム数
2023年：65 → 2029年：72

など

新興感染症発生・まん延時の医療

- 新興感染症発生・まん延時の医療連携体制の構築に当たっては、県感染症予防計画及び県新型インフルエンザ等対策行動計画との整合を図りながら取組を推進
- 本県と医療機関との医療措置協定締結等を通じ、平時から地域における役割分担を踏まえた新興感染症に対応する医療及び新興感染症以外の通常医療の提供体制を確保
- 新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、当該対応を念頭に、その最大規模の体制を目指す。

主要な数値目標

- 協定締結医療機関（入院）における確保病床数
2029年：283床（流行初期）、633床（流行初期以降）
- 協定締結医療機関（発熱外来）の機関数
2029年：471（流行初期）、792（流行初期以降）

など

第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築

- 疾病・事業ごとに、医療連携体制構築の具体的取組を記載。

へき地医療

- へき地医療を担う医師等の育成・確保
- へき地診療を支援する医療機関の機能の維持・充実
- へき地において必要な医療を安心して受けられる医療サービスを確保

主要な数値目標

- へき地診療所への自治医科大学卒業医師の派遣者数
2022年：6人/年 → 2029年：6人/年
- へき地における群馬大学医学部地域医療卒卒業医師の勤務者数
2022年：— → 2029年：2人
- へき地拠点病院からへき地への巡回診療実施回数
2022年：156回/年 → 2029年：156回/年

など

周産期医療

- 母体や新生児のリスクに応じた医療が提供される体制を整備するとともに、円滑な搬送体制を整備
- 医療機関の施設・設備整備及び運営支援を行い、周産期医療体制を充実
- NICU等入院児の退院支援・退院後の療養・療育支援にかかる体制及び妊産婦の支援体制を整備

主要な数値目標

- 新生児死亡率（出生千対）
2022年：0.6 → 2029年：0.9以下
- 周産期母子医療センター等における当直可能な常勤産婦人科医師数（1施設当たり）
2022年：5.5人 → 2029年：6人以上
- 在宅医療未熟児等一次受入日数（のべ日数）
2023年：206日 → 2029年：180日以上

など

第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築

- 疾病・事業ごとに、医療連携体制構築の具体的取組を記載。

小児医療

- 小児患者の重症度に応じた医療が提供される体制を整備するとともに、適正な受診がなされるよう相談支援を推進
- 医療機関の施設・設備整備及び運営支援を行い、小児医療体制を充実
- 小児等の療養・療育及び在宅医療の環境整備

主要な数値目標

- 小児死亡率（人口10万対）
2021年：20.5 → 2029年：18.1未満
- 小児救急電話相談件数（小児人口千人対）
2022年：92.6件 → 2029年：120件以上
- 小児等在宅医療に対応した医療機関数
2022年：19か所 → 2029年：33か所以上

など

在宅医療

- 在宅療養を希望する県民が、その状態に応じた療養生活を送れるよう、在宅医療の基盤整備を進めるとともに、多職種協働により関係者相互の連携体制を構築
- 入院医療機関と、在宅医療・介護に関わる従事者との円滑な連携を促進
- 患者（本人）の意思決定を支援し、在宅での看取りを含めたきめ細かな対応を推進

主要な数値目標

- 退院支援（退院調整）を受けた患者数
2021年：66,193件 → 2026年：74,798件
- 訪問診療を受けた患者数
2021年：173,044件 → 2026年：195,540件
- 在宅で亡くなる方の割合（老人ホーム及び自宅）
2021年：27.6% → 2026年：30% など

第5章 地域医療構想

- 団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、将来的な医療ニーズの見通しを踏まえた上で、病床の機能分化及び連携を進める。
- 第9次計画の策定時点においては、引き続き2025年に向け着実に取組を進めることとされている（現行の地域医療構想を維持）。

地域医療構想の概要

- 構想区域の設定（二次保健医療圏と同じ10圏域を設定）
- 将来の病床数の必要量を推計（病床の医療機能ごとの必要病床数）
- 将来の在宅医療等を推計
- 地域医療構想調整会議の設置・運営

各構想区域の2025年における必要病床数

構想区域	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
前橋	529	1,429	1,149	459	3,566
渋川	128	256	287	256	927
伊勢崎	186	627	805	544	2,162
高崎・安中	283	975	1,314	1,127	3,699
藤岡	95	314	331	126	866
富岡	59	185	179	302	725
吾妻（※）	18	103	284	167	572
沼田	69	313	251	228	861
桐生	102	413	528	463	1,506
太田・館林	231	857	939	667	2,694
計	1,700	5,472	6,067	4,339	17,578

2025年以降における地域医療構想について

- 国では、2040年頃を視野に入れつつ、新たな地域医療構想の策定に向けた検討を進めている。
- 各都道府県では、国の検討結果を踏まえ、2025年度に新たな地域医療構想を策定する予定。

第6章 外来医療計画

- 外来医療機能の地域偏在状況等を可視化し、偏在是正を促すとともに、医療機器の共同利用方針を定め地域における医療機器の効率的な活用を促進。
- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、第9次計画から紹介患者への外来を基本とする「紹介受診重点医療機関」を選定・計画に掲載する。

県内の紹介受診重点医療機関

<令和5年9月1日現在>

No	医療機関名	圏域	No	医療機関名	圏域
1	群馬大学医学部附属病院	前橋	11	高崎総合医療センター	高崎・安中
2	前橋赤十字病院	前橋	12	日高病院	高崎・安中
3	群馬中央病院	前橋	13	公立藤岡総合病院	藤岡
4	済生会前橋病院	前橋	14	沼田脳神経外科循環器科病院	沼田
5	善衆会病院	前橋	15	桐生厚生総合病院	桐生
6	県立心臓血管センター	前橋	16	太田記念病院	太田・館林
7	渋川医療センター	渋川	17	公立館林厚生病院	太田・館林
8	北関東循環器病院	渋川	18	県立がんセンター	太田・館林
9	伊勢崎市民病院	伊勢崎			
10	伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎			

- ※ 紹介受診重点医療機関は、外来機能報告結果をもとに、毎年度、各地域において議論・選定される
- ※ 最新の紹介受診重点医療機関の一覧は、第9次計画別冊に掲載するほか、県HPで公表している

第7章 保健・医療・福祉の提供体制の充実

- 5 疾病・6 事業及び在宅医療のほか、医療提供体制の構築に関わる保健・医療・福祉の体制充実を記載（現状、課題、施策の方向性）。

1 障害保健対策

- ① 発達障害
- ② 重症心身障害児（者）・医療的ケア児等
- ③ 高次脳機能障害
- ④ てんかん

2 感染症・結核・肝炎対策

- ① エイズ対策
- ② 結核対策
- ③ 肝炎対策

3 慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策

4 慢性腎臓病（CKD）対策 ※

5 臓器移植・造血幹細胞移植対策

- ① 臓器移植
- ② 造血幹細胞移植

6 難病対策等

- ① 難病対策
- ② アレルギー疾患対策 ※

7 歯科口腔保健対策

8 血液の確保・適正使用対策

9 医薬品等の適正使用対策

- ① 医薬品等の安全確保
- ② かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局の推進
- ③ 医療用麻薬の適正使用

10 医療の安全の確保

- ① 医療事故・院内感染の防止
- ② 医療相談体制の充実

11 公立病院改革

12 地域医療支援病院の整備等

- ① 地域医療支援病院の整備
- ② 社会医療法人の役割

13 群馬大学との連携

14 医療に関する情報化

- ① 医療情報の連携・ネットワーク化の推進
- ② 医療・薬局機能、介護サービス情報の提供
- ③ 地域連携クリティカルパス

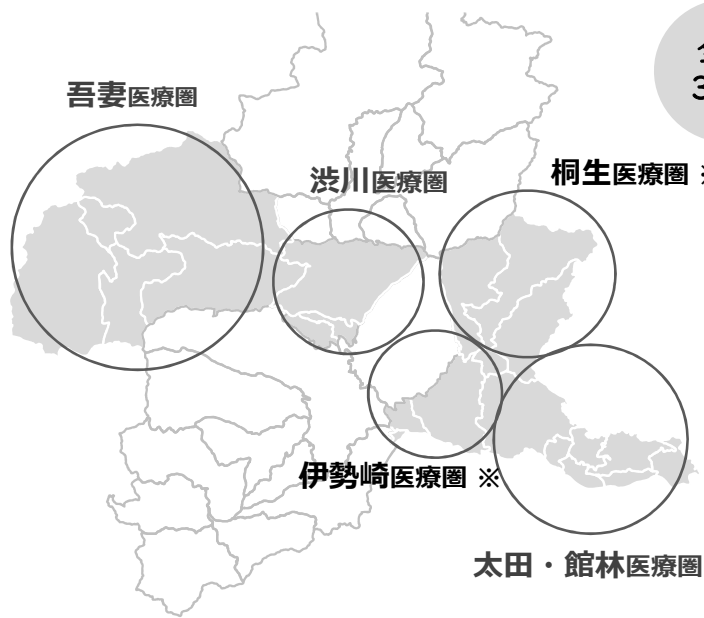
15 遠隔医療の推進 ※

※ 新規事項

第8章 医師確保計画

- 国が定める「医師偏在指標」を用いて医師不足の状況を可視化するとともに、当該指標の全国下位33.3%の二次保健医療圏を「医師少数区域」に設定。
- 医師少数区域の状況等を踏まえ、医師の確保の方針と確保すべき医師の数の目標を設定するとともに、目標を達成するための施策を実施する。

<医師偏在指標に基づく医師少数区域>



※ 今回新たに該当

医療圏	現在の医師数 (R2) [a]	確保を目指す 医師数 (8次計画)	確保を目指す 医師数 [b] (9次計画)	現在の医師数と 目指す医師数の 差 [b] - [a]
群馬県	4,512	4,663	4,861	+ 349
前橋	1,458	1,487	1,458	0
高崎・安中	882	860	882	0
沼田	167	150	167	0
富岡	158	164	172	+14
藤岡	164	163	176	+12
伊勢崎	445	446	496	+51
渋川	252	258	281	+29
桐生	286	313	322	+36
吾妻	78	91	96	+18
太田・館林	622	731	811	+189

第9章 保健医療従事者等の確保

- 歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師・准看護師など、地域医療を支える保健医療従事者の育成・確保と、働きやすい環境整備による県内定着などに取り組む。

歯科医師

- **かかりつけ歯科医の推進**

県民に対する「予防歯科」概念の普及啓発
かかりつけ歯科医としての定期的な歯科検診等による健全な歯科口腔保健の維持向上 など

- **歯科医療機能の充実**

研修会開催などによる技術習得の推進
無歯科医地区等における歯科診療所の施設・設備整備・運営支援、在宅歯科医療提供体制充実 など

薬剤師

- **潜在薬剤師の復帰支援、薬剤師の資質向上**

復職セミナーWEBサイト等を通じた情報発信、定着のためのスキルアップ・キャリア形成支援 など

- **将来の薬剤師育成に向けた取組、地域医療介護総合確保基金の活用**

中高生対象の薬剤師の役割・魅力を伝えるセミナー開催、修学資金貸与事業の導入検討 など

- **働き方の見直し、業務効率化の推進**

関係団体と連携した就業制度の見直し、電子薬歴システムなどのICTの活用推進 など

第9章 保健医療従事者等の確保

- 歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師・准看護師など、地域医療を支える保健医療従事者の育成・確保と、働きやすい環境整備による県内定着などに取り組む。

保健師

- 保健師の養成と確保、質の向上

採用に関する情報の周知、教育機関や市町村と連携した学生に対する保健師の魅力発信
新人保健師等に対する実践能力強化、新興感染症等への対応に向けた研修の実施 など

助産師

- 助産師の養成と確保、質の向上と活躍

養成所への運営補助や学生への修学資金貸与、自治体保健師との連携
助産実践能力の強化支援、「アドバンス助産師」の確保、新人助産師研修や再教育研修の充実 など

看護師・准看護師

- 養成力の充実、県内定着促進、復職支援

看護師等養成所への運営費等補助、実習指導者講習会の開催、看護職の魅力を伝えるイベントの開催
修学資金貸与、院内保育施設の運営費等補助、新人看護職員研修の実施
県ナースセンターによる無料職業紹介、潜在看護師等への復職支援 など

- 看護師等の質の向上

特定行為研修を修了した看護師の確保
在宅医療及び介護・福祉関係施設等における看護ニーズに対応可能な看護師等の確保・育成
「災害支援ナース」の活用検討や応援派遣調整体制の整備 など

第10章 医療費適正化計画

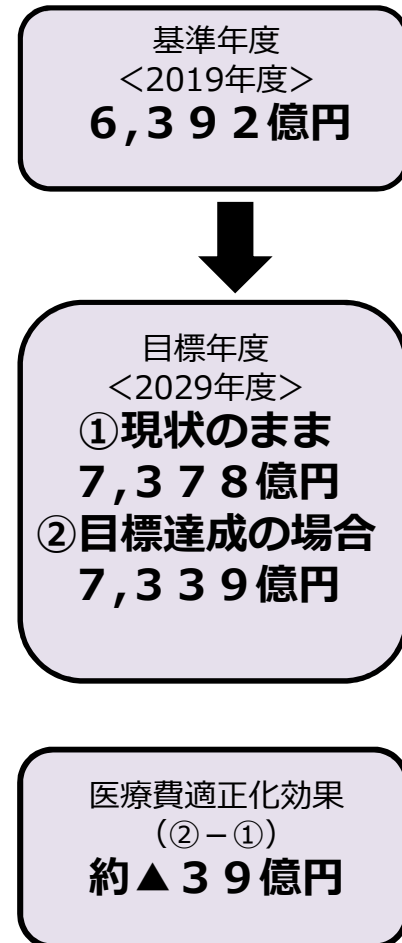
- 国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、医療費適正化を推進する。
- 計画に記載の取組を実現することにより、医療費が過度に増大しないことを目指す。

1 県民の健康の保持の推進

- ① 健康寿命の延伸
- ② メタボリックシンドローム対策の推進
- ③ たばこ対策の推進
- ④ 歯科口腔保健の推進
- ⑤ がん対策の推進
- ⑥ 生活習慣病の重症化予防の推進
- ⑦ 感染症重症化予防のための予防接種の推進
- ⑧ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進

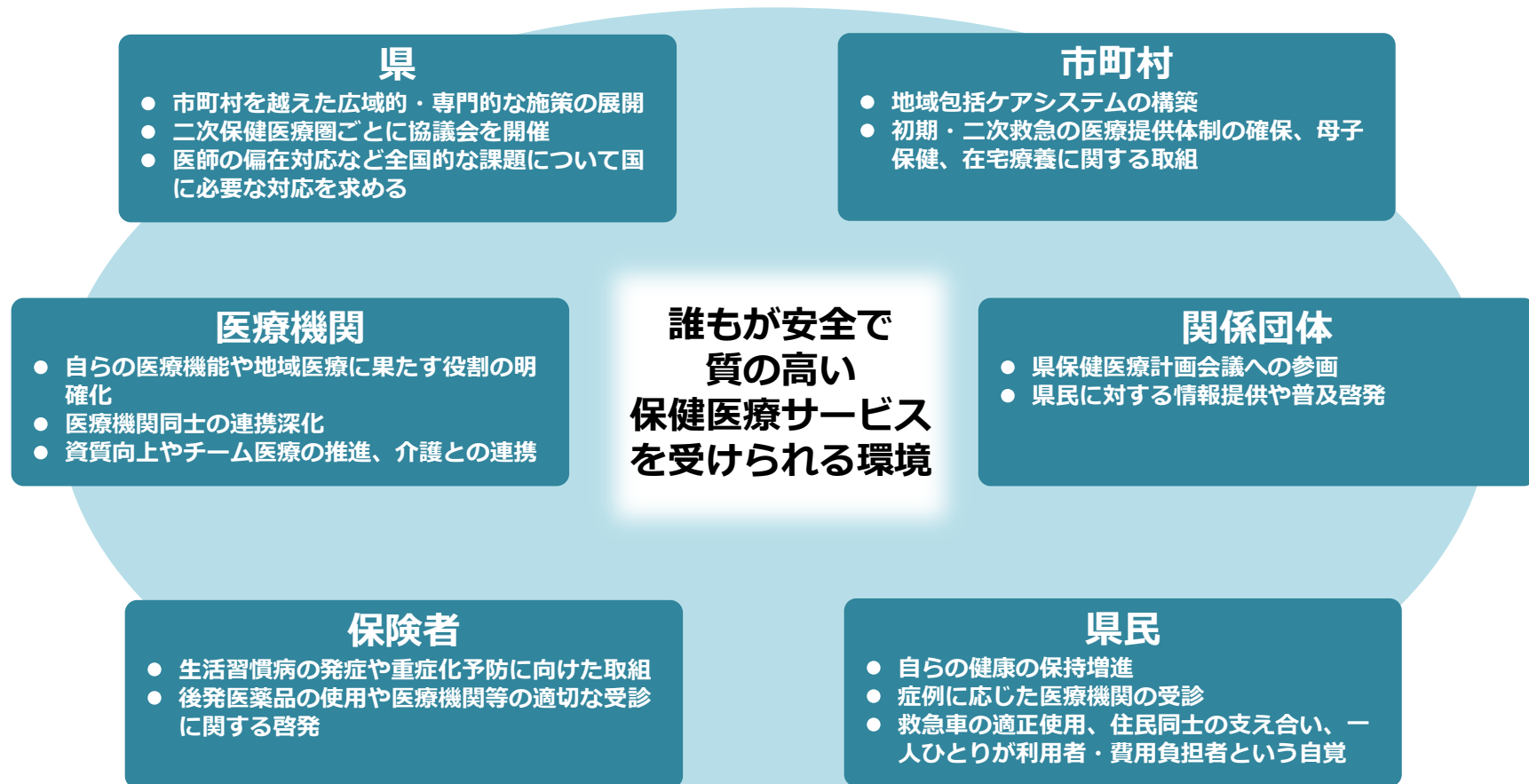
2 医療の効率的な提供の推進

- ① 病床の機能分化・連携の推進
- ② 地域包括ケアシステムの推進等
- ③ 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進
- ④ 医薬品の適正使用の推進
- ⑤ 医療資源の効果的・効率的な活用
- ⑥ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進



第11章 計画の推進・評価

- 県民の誰もが安全で質の高い保健医療サービスを受けられる環境整備のためには、各主体が互いの役割を認識しながら協働して計画を推進することが必要。
- 毎年度、この計画の進捗状況を確認し評価・検証するとともに、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行う。



- 疾病・事業ごとのそれぞれの医療機能を担う医療機関や、現状を把握するための指標等については、計画「別冊」として一覧にまとめる。

別冊Ⅰ

■ 5 疾病・6 事業及び在宅医療に係る

① 医療機関の掲載基準

- 国作成指針等を踏まえ、各専門部会等で検討し、策定

② 医療機関の一覧

- 県「医療施設機能調査（2022年度）」結果をもとに、掲載基準に該当する医療機関等を掲載
(掲載に同意を得た医療機関のみ)

■ 届出により一般病床等を設置できる診療所

■ 紹介受診重点医療機関

別冊Ⅱ

■ 5 疾病・6 事業及び在宅医療に係る指標一覧

※ 別冊は県HPに掲載し、随時更新する